

【表紙】**【提出書類】** 有価証券報告書**【提出先】** 関東財務局長殿**【提出日】** 平成25年9月26日提出**【計算期間】** 第5期（自 平成24年7月9日 至 平成25年7月8日）

【ファンド名】 NEXT FUNDS ブラジル株式指数・ボベスパ連動型上場投信
(以下「ファンド」といいます。なお、「NEXT FUNDS ブラジル株式指数・ボベスパ連動型上場投資信託」、「NEXT FUNDS ブラジル株式指数・ボベスパ連動型投信」、「NEXT FUNDS ブラジル株式指数・ボベスパ連動型ETF」、「NEXT FUNDS ボベスパ連動型上場投資信託」、「NEXT FUNDS ボベスパ連動型上場投信」、「NEXT FUNDS ボベスパ連動型投信」、「NEXT FUNDS ボベスパ連動型ETF」、「ブラジル株式指数・ボベスパ連動型上場投信」、「ブラジル株式指数・ボベスパ連動型投信」、「ブラジル株式指数・ボベスパ連動型ETF」、「ボベスパ連動型上場投資信託」、「ボベスパ連動型上場投信」、「ボベスパ連動型投信」、「ボベスパ連動型ETF」、「NEXT FUNDS Ibovespa Link ETF」または「Ibovespa Link ETF」と称する場合があります。)

【発行者名】 野村アセットマネジメント株式会社**【代表者の役職氏名】** CEO兼執行役会長兼社長 岩 崎 俊 博**【本店の所在の場所】** 東京都中央区日本橋一丁目12番1号**【事務連絡者氏名】** 松井 秀仁**【連絡場所】** 東京都中央区日本橋一丁目12番1号**【電話番号】** 03-3241-9511

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【ファンド情報】

第1 【ファンドの状況】

1 【ファンドの性格】

(1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドは、ブラジル・リアルベースのボベスパ指数[※]を対象株価指数（「対象株価指数」といいます。）とし、円換算した対象株価指数に連動する投資成果を目的として発行された有価証券に投資を行ない、円換算した対象株価指数に連動する（基準価額の変動率が対象株価指数の変動率に一致することをいいます。以下同じ。）投資成果を目指す追加型株式投資信託です。

※ボベスパ指数

ボベスパ指数は、ブラジルを代表する株価指数です。サンパウロ証券取引所に上場する株式のうち流動性の高い銘柄で構成されています。組入銘柄は、各銘柄の取引回数と取引金額の市場全体における割合から算出される指標において上位80%以内であること、取引金額が市場全体の0.1%超であること、および直近12ヶ月間の値付率が80%超であること、等の基準を用いて選定されます。ボベスパ指数は、配当込み指数であり、その計算方法は、理論加重値による加重平均方式です。理論加重値は、各銘柄の流動性に基づいて決定されます。1968年2月1日を基準日とし、その日の指数値を100として算出されています。

ブラジル・リアルベースである対象株価指数の日本円換算は、原則として、対象株価指数と同日付の、WMロイターが発表するロンドン時間午後4時のスポット・レートの仲値を用いて算出します。ただし、当該レートが発表されない場合、委託者が同等ないしは適切と判断する為替レートを用いることができます。

●組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

●投資者は、ファンドを金融商品取引所において時価により株式と同様に売買することができます。

■信託金の限度額■

ファンドの信託金限度額は、1兆円です。ただし、受託者と合意のうえ、当該信託金限度額を変更することができます。

ファンドは契約型の追加型株式投資信託ですが、以下の点で通常の投資信託とは異なる商品設計となっております。

① 受益権を上場します[※]。

有価証券の組入比率を高位に維持するために、現金による解約は行なえないこととしていることからこれに代わる換金手段として、取引所により流通市場を提供するものです。

※ 金融商品取引所での売買

いつでも下記の金融商品取引所で売買することができます。

東京証券取引所

売買単位は100口以上100口単位です。

手数料は申込みの販売会社が独自に定める金額とします。

取引方法は原則として株式と同様です。詳しくは販売会社へお問い合わせください。

- ② 追加設定は一定口数以上の申込みでないと行なうことはできません。

対象指標に連動する投資成果という目的の支障とならないようにするために、追加設定をポートフォリオを組成するために必要な金額以上の場合に限定するものです。

- ③ 一定口数以上の受益権を有する投資家は、それに相当する信託財産中の有価証券ポートフォリオと交換することができます。

基準価額と取引所での時価との間に乖離が生じたときに、合理的な裁定が入り、そうした乖離が収斂することにより、取引所での円滑な価格形成が行なわれることを期待するものです。

- ④ 収益分配金の支払いは、名義登録によって受益者を確定する方法で行なわれます。

<商品分類>

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類は以下の通りです。

なお、ファンドに該当する商品分類及び属性区分は下記の表中に網掛け表示しております。

(NEXT FUNDS ブラジル株式指数・ボベスパ連動型上場投信)

《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単 位 型 追 加 型	国 内	株 式	MMF	インデックス型
	海 外	債 券	MRF	
	内 外	不動産投信	ETF	特 殊 型
		その他資産 () 資産複合		

《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	為替ヘッジ	対象インデックス
株式	年1回	グローバル		
一般				
大型株	年2回			
中小型株	年4回	日本		日経225
債券		北米	あり ()	
一般	年6回 (隔月)	欧州		
公債		アジア		T O P I X
社債	年12回 (毎月)	オセアニア		
その他債券 クレジット属性 (高格付債)	日々	中南米	なし	その他 (ボベスパ指数)
不動産投信	その他 ()	アフリカ		
その他資産 ()		中近東 (中東)		
資産複合 ()		エマージング		
資産配分固定型 資産配分変更型				

当ファンドは、ボベスパ指数に連動する投資成果を目的として発行された有価証券を主要投資対象とします。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（債券）と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（株式）とが異なります。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記、商品分類及び属性区分の定義については、下記をご覧ください。

なお、下記一般社団法人投資信託協会のホームページでもご覧頂けます。

《一般社団法人投資信託協会インターネットホームページアドレス》 <http://www.toushin.or.jp/>

◆一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類及び属性区分は以下の通りです。（平成22年7月1日現在）

商品分類表定義

単位型投信・追加型投信の区分

- (1)単位型投信…当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われのないファンドをいう。
- (2)追加型投信…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

投資対象地域による区分

- (1)国内…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2)海外…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)内外…目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

投資対象資産(収益の源泉)による区分

- (1)株式…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2)債券…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。

- (3)不動産投信(リート)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4)その他資産…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5)資産複合…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

[独立した区分]

- (1)MMF(マネー・マネージメント・ファンド)…「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
- (2)MRF(マネー・リザーブ・ファンド)…「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRFをいう。
- (3)ETF…投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

[補足分類]

- (1)インデックス型…目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2)特殊型…目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

<属性区分表定義>

[投資対象資産による属性区分]

株式

- (1)一般…次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。
- (2)大型株…目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
- (3)中小型株…目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

債券

- (1)一般…次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。
- (2)公債…目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (3)社債…目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (4)その他債券…目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (5)格付等クレジットによる属性…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記(1)から(4)に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

不動産投信…これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

その他資産…組入れている資産を記載するものとする。

資産複合…以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

- (1)資産配分固定型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
- (2)資産配分変更型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

[決算頻度による属性区分]

- (1)年1回…目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
- (2)年2回…目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
- (3)年4回…目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
- (4)年6回(隔月)…目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。
- (5)年12回(毎月)…目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
- (6)日々…目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
- (7)その他…上記属性にあてはまらない全てのものをいう。

[投資対象地域による属性区分(重複使用可能)]

- (1)グローバル…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
- (2)日本…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

- (3)北米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4)欧州…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (5)アジア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (6)オセアニア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (7)中南米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (8)アフリカ…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (9)中近東(中東)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (10)エマージング…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

[投資形態による属性区分]

- (1)ファミリーファンド…目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
- (2)ファンド・オブ・ファンズ…「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

[為替ヘッジによる属性区分]

- (1)為替ヘッジあり…目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
- (2)為替ヘッジなし…目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

[インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分]

- (1)日経225
- (2)TOPIX
- (3)その他の指数…前記指数にあてはまらない全てのものをいう。

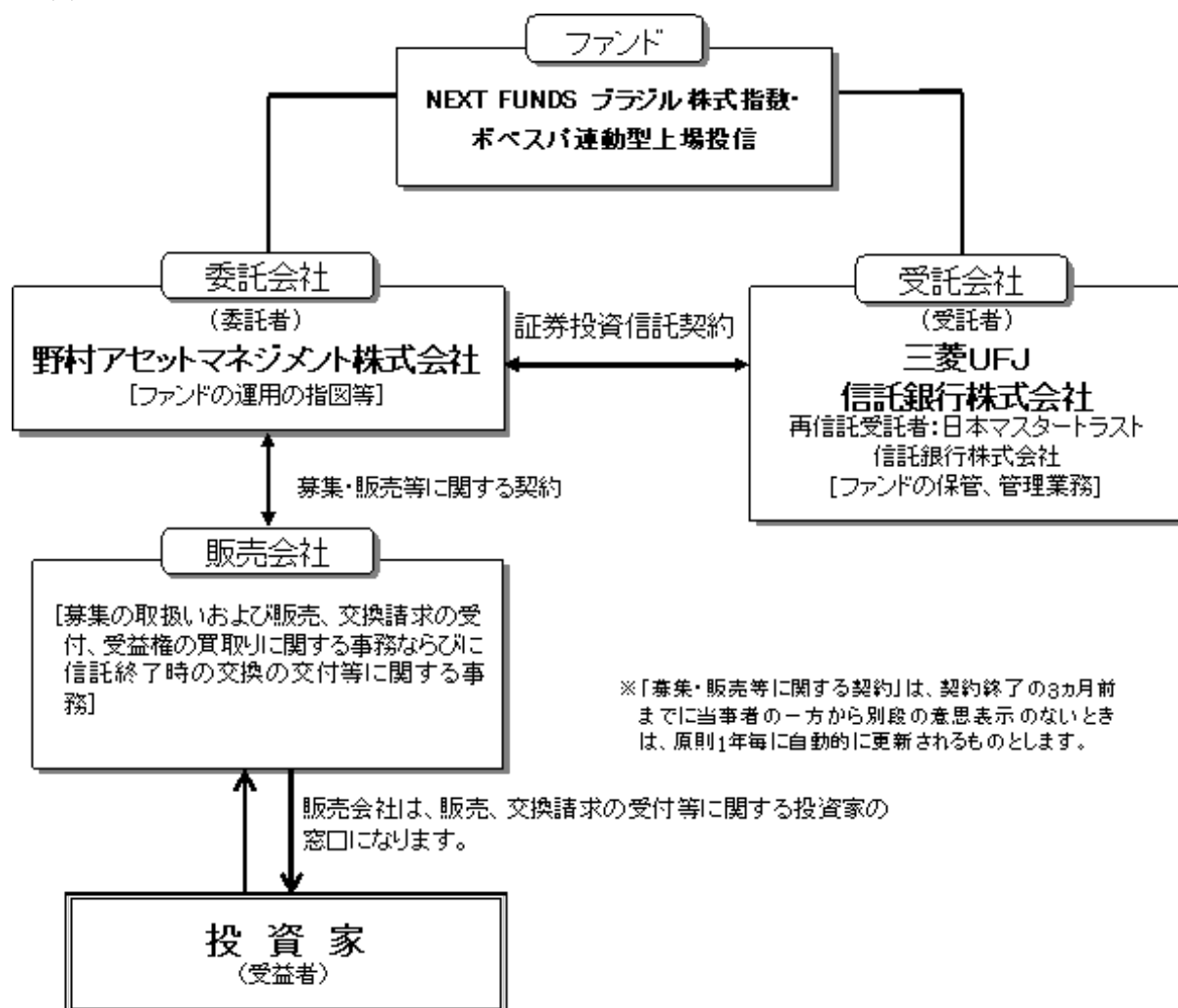
[特殊型]

- (1)ブル・ベア型…目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2)条件付運用型…目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
- (3)ロング・ショート型／絶対収益追求型…目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
- (4)その他型…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(3)に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

(2) 【ファンドの沿革】

平成20年7月16日	信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始
平成20年7月18日	受益権を東京証券取引所に上場

(3) 【ファンドの仕組み】



委託会社の概況

■委託会社■

- ・ 名称
野村アセットマネジメント株式会社
- ・ 本店の所在の場所
東京都中央区日本橋一丁目12番1号
- ・ 資本金の額
平成25年8月末現在、17,180百万円
- ・ 会社の沿革
昭和34年(1959年)12月1日 野村證券投資信託委託株式会社として設立
平成9年(1997年)10月1日 投資顧問会社である野村投資顧問株式会社と合併して野村アセット・マネジメント投信株式会社に商号を変更
平成12年(2000年)11月1日 野村アセットマネジメント株式会社に商号を変更
平成15年(2003年)6月26日 委員会等設置会社へ移行
- ・ 大株主の状況(平成25年8月末現在)

名称	住所	所有株式数	比率
野村ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	5,150,693株	100%

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

●以下のいずれかの運用方法により、日本円換算した対象株価指数に連動する投資成果を目指します。なお、この信託の受益権と信託財産に属する株式の交換等が円滑に行なえると、委託者が判断するまでの間、原則として②の方法は行ないません。また、①の方法から②の方法へ、または②の方法から①の方法へ、運用方法を転換する場合があります。

① 対象株価指数（対象株価指数と表示通貨を同一に換算することで当該対象株価指数との連動性を有するものを含むものとします。）に連動する投資成果を目的として発行された有価証券（下記「(2)投資対象 ②有価証券の指図範囲」の2から10に掲げるものに限るものとし、以下「指数連動有価証券」といいます。）のみに投資を行なう方法

② 対象株価指数に採用されている銘柄の株式およびすでに公表された対象株価指数採用予定の銘柄の株式ならびに当該各銘柄の株価（当該株価と表示通貨を同一に換算することで当該株価との連動性を有するものを含むものとします。）に連動する投資成果を目的として発行された有価証券（下記「(2)投資対象 ②有価証券の指図範囲」の2から10に掲げるものに限るものとし、以下「株価連動有価証券」といいます。）のみに投資を行ない、信託財産中に占める個別銘柄（当該銘柄の株価連動有価証券を含む。）の数の比率を対象株価指数における個別銘柄の時価総額構成比率から算出される数の比率に相当する比率に維持することを目的とした運用を行なう方法。

●追加設定時には、設定後の信託財産が運用の基本方針に沿うよう、信託財産を組成します。

●次の場合には、運用の基本方針に沿うよう、信託財産の構成を調整するための指図を行なうことがあります。

- ア. 対象株価指数の計算方法が変更された場合もしくは当該変更が公表された場合
- イ. 対象株価指数における、その採用銘柄の変更または資本異動等対象株価指数における個別銘柄の時価総額構成比率の修正が行なわれた場合もしくは当該修正が公表された場合
- ウ. 信託財産に属する指数連動有価証券または株価連動有価証券の発行体の信用度が低下し、基準価額と日本円換算した対象株価指数の連動性が失われるおそれがある場合
- エ. 交換が行なわれた場合
- オ. 前記①の運用方法から前記②の運用方法へ、または前記②の運用方法から前記①の運用方法へ、運用方法を転換する場合。
- カ. その他基準価額と日本円換算した対象株価指数の連動性を維持するために必要な場合

●投資を行なう公社債は、原則としてA格以上の格付けを有する信用度の高いものとします。（格付けのない場合には、委託者が同等の信用度を有すると判断したものを含みます。）

●公社債への投資にあたっては、複数の発行体が発行する公社債に投資するよう努めます。ただし、この信託の純資産総額が少ない場合等には、複数の発行体が発行する公社債へは投資しない場合があります。

●外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

なお、資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ボベスパ指数について

ボベスパ指数 (IBOVESPA) は、サンパウロ証券取引所 (BOVESPA) によって所有される商標であり、この商品のために、野村アセットマネジメント株式会社に対して、利用許諾が与えられています。この商品は、BOVESPAによって発行、後援、支持、販売または販売促進されておらず、この商品に関して、BOVESPAは、いかなる保証もおこなっておらず、いかなる責任も負いません。BOVESPAは、インデックスの管理について、必要であると判断するならば、IBOVESPAのいかなる特色について変更する権利を有しています。

(2) 【投資対象】

指数連動有価証券または対象株価指数に採用されている銘柄（採用が決定された銘柄を含みます。）の株式ならびに株価連動有価証券を投資対象とします。

① 投資の対象とする資産の種類(約款第20条)

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、下記「③金融商品および先物取引の指図範囲」第5号に定めるものに限ります。）に係る権利
 - ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）
 - ニ. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

② 有価証券の指図範囲(約款第21条第1項)

委託者は、信託金を、次の各号に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）のうち、対象株価指数（対象株価指数と表示通貨を同一に換算することで当該対象株価指数との連動性を有するものを含むものとします。）に連動する投資成果を目的として発行された有価証券（第2号から第10号に掲げるものに限るものとし、「指数連動有価証券」といいます。）、および対象株価指数に採用されている銘柄の株式およびすでに公表された対象株価指数採用予定の銘柄の株式ならびに当該各銘柄の株価（当該株価と表示通貨を同一に換算することで当該株価との連動性を有するものを含むものとします。）に連動する投資成果を目的として発行された有価証券（第2号から第10号に掲げるものに限るものとし、「株価連動有価証券」といいます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
6. 社債券
7. 外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券の性質を有するもの
8. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
9. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
10. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいいます。）

なお、第1号の証券または証書、第7号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを「株式」といい、第2号から第6号までの証券、第7号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを「公社債」といい、第8号および第9号の証券を「投資信託証券」といいます。

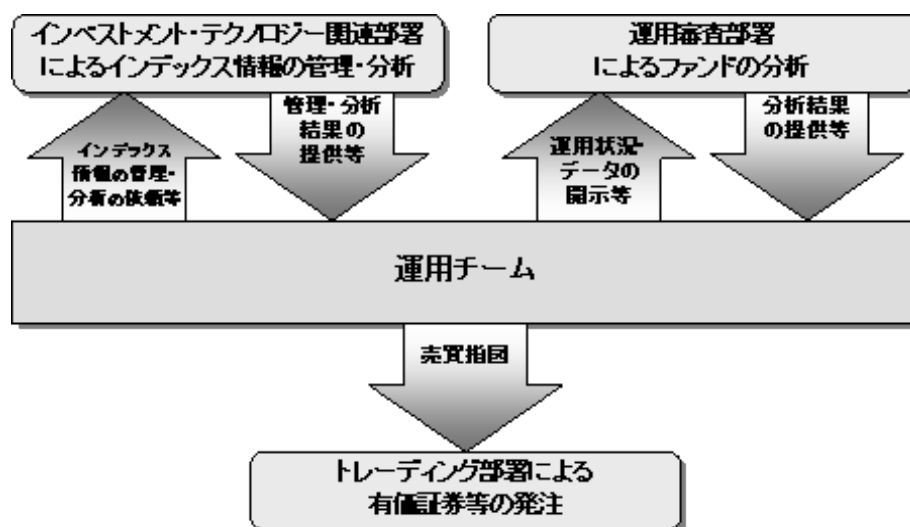
③ 金融商品および先物取引の指図範囲(約款第21条第2項)

委託者は、信託金を、上記「(1)投資方針」にしたがって上記②に規定する有価証券に投資するまでの間、または対象株価指数に連動する投資成果を目指すため、次のものへの運用を指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（信託法に規定する受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）に表示されるべきものを除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 対象株価指数またはその他のブラジルの株価指数を対象とした株価指数先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるもののうち株価指数に係るもの、および外国金融商品市場において行なう取引であってこれと類似の取引をいいます。以下同じ。）

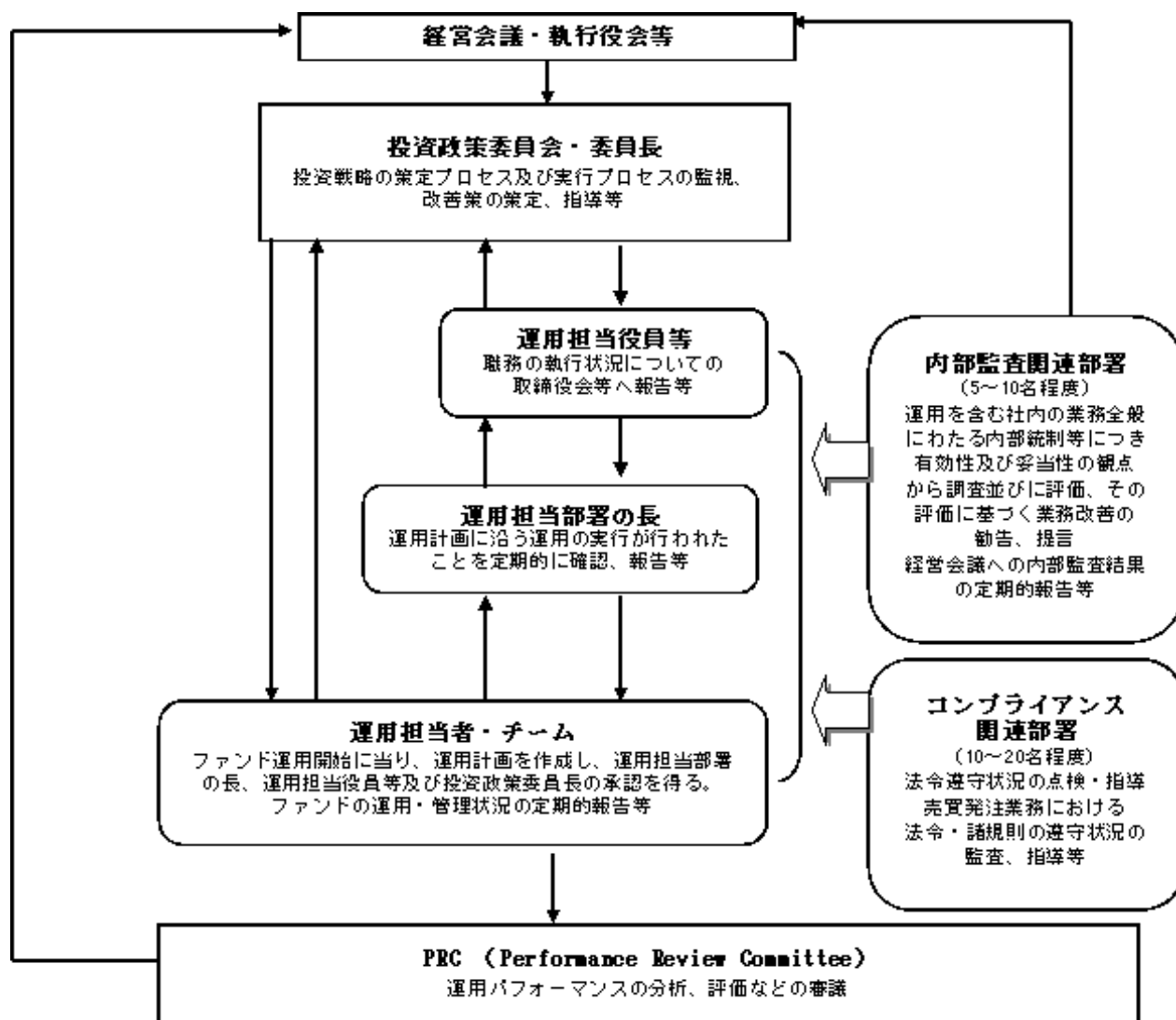
(3) 【運用体制】

ファンドの運用体制は以下の通りです。



当社では、ファンドの運用に関する社内規程として、運用担当者に関する規程並びにスワップ取引、信用リスク管理、資金の借入、外国為替の予約取引等、信用取引等に関して各々、取扱い基準を設けております。

ファンドを含む委託会社における投資信託の内部管理及び意思決定を監督する組織等は以下の通りです。



《委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等》

当社では、「受託会社」または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

運用の外部委託を行う場合、「運用の外部委託先」に対しては、外部委託先が行った日々の約定について、投資ガイドラインに沿ったものであるかを確認しています。また、コンプライアンスレポートの提出を義務付け、定期的に管理状況に関する報告を受けています。さらに、外部委託先の管理体制、コンプライアンス体制等について調査ならびに評価を行い、定期的に商品に関する委員会に報告しています。

ファンドの運用体制等は有価証券届出書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

- ① 信託財産から生ずる配当等収益から経費を控除後、全額分配することを原則とします。ただし、分配金がゼロとなる場合もあります。なお、売買益が生じて、分配は行ないません。
- ② 信託財産から生ずる配当等収益と前期から繰越した分配準備積立金は、毎計算期末において経費を控除し、前期から繰越した負数の分配準備積立金があるときはその全額を補てんした後、その残額を受益者に分配します。ただし、収益分配金額の調整のためその一部または全部を信託財産内に留保したときは分配準備積立金として積立て、次期以降の分配に充てることができます。なお、経費および負数の分配準備積立金を控除しきれないときは、その差額を負数の分配準備積立金として次期に繰越します。
- ③ 毎計算期末に信託財産から生じた第1号に掲げる利益の合計額は、第2号に掲げる損失を控除し、繰越欠損金があるときは、その全額を補てんした後、次期に繰越します。

1 有価証券売買益、追加信託差益金、交換(解約)差益金

2 有価証券売買損、追加信託差損金、交換(解約)差損金

※将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

(5) 【投資制限】

- ① 株式への投資割合(約款第23条第1項第4号)

株式への投資割合には、制限を設けません。

- ② 外貨建資産への投資割合(約款第23条第1項第5号)

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

- ③ 投資信託証券への投資割合(約款第23条第1項第6号)

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

- ④ 有価証券の貸付の指図および範囲(約款第25条)

(i) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

(ii) 上記(i)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

(iii) 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

⑤ 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限(約款第26条)

外貨建有価証券（外国通貨表示の有価証券をいいます。以下同じ。）への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

⑥ 外国為替予約の指図(約款第27条)

委託者は、信託財産に属する外貨建資産（外貨建有価証券、外国通貨表示の預金その他の資産をいいます。以下同じ。）について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

⑦ 同一の法人の発行する株式への投資制限(投資信託及び投資法人に関する法律第9条)

同一の法人の発行する株式について、次の(i)の数が(ii)の数を超えることとなる場合には、当該株式を信託財産で取得することを受託会社に指図しないものとします。

(i) 委託者が運用の指図を行なうすべてのファンドで保有する当該株式に係る議決権の総数

(ii) 当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数

3 【投資リスク】

《基準価額の変動要因》

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。

したがって、ファンドにおいて、投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

【株価変動リスク】

ファンドは、指数連動有価証券または対象株価指数に採用されている銘柄（採用が決定された銘柄を含みます。）の株式もしくは株価連動有価証券（以上を総称して、「指数連動有価証券等」といいます。）に投資を行ないますので、株価変動の影響を受けます。特にファンドが実質的に投資を行なうブラジルの株価変動は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。

【債券価格変動リスク】

債券（公社債等）は、市場金利や信用度の変動により価格が変動します。ファンドは債券に投資を行ないますので、これらの影響を受けます。

【為替変動リスク】

ファンドは、原則として為替変動リスクを軽減させるための為替ヘッジを行ないませんので、為替変動の影響を受けます。特にファンドが実質的な投資対象とするブラジルの通貨については、先進国の通貨に比べ流動性が低い状況となる可能性が高いこと等から、当該通貨の為替変動は先進国以上に大きいものになることも想定されます。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

《対象株価指数と基準価額の乖離要因》

ファンドは、指数連動有価証券等を原則として高水準に組み入れて運用し、基準価額が日本円換算した対象株価指数と高位に連動することを目指しますが、次のような要因があるため、日本円換算した対象株価指数と一致した推移をすることを運用上お約束できるものではありません。

- ①指数連動有価証券等の売買単位未満の金銭を保有するなどの影響で組入比率が必ずしも100%とはならないこと
- ②資金の流入から実際に指数連動有価証券等を買付けするためのタイミングのずれ
- ③指数連動有価証券等の売買・評価価格と日本円換算した対象株価指数とのずれ（指数連動有価証券または株価連動有価証券の発行体の信用度が低下した場合等も含まれます。）
- ④ポートフォリオ構成の調整や指数連動有価証券または株価連動有価証券が満期近くとなった場合の銘柄入れ替え時等における売買コストの負担があること
- ⑤ブラジル国内の税制等の制度変更により、指数連動有価証券および株価連動有価証券の価格が直接的または間接的に影響を受ける場合があること
- ⑥信託報酬等のコスト負担があること

※対象株価指数と基準価額の乖離要因は上記に限定されるものではありません。

《その他の留意点》

- ◆ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

- ◆資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。
- ◆ファンドが組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが滞る可能性があります。
- ◆有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。
- ◆ファンドの基準価額と日本円換算した対象株価指数は、費用等の要因により、完全に一致するものではありません。また、ファンドの投資成果が日本円換算した対象株価指数との連動または上回ることを保証するものではありません。
- ◆ファンドが実質的に投資するブラジルにおいては、政治、経済、社会情勢の変化が金融市場に及ぼす影響は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。さらに、当局による海外からの投資規制などが緊急に導入されたり、あるいは政策の変更等により、金融市場が著しい悪影響を被る可能性や運用上の制約を大きく受ける可能性があります。上記のような投資環境変化の内容によっては、ファンドでの新規投資の中止や大幅な縮小をする場合があります。また、ブラジルの法令や税制等の変更により、ファンドが直接的または間接的に影響を受ける場合があります。
- ◆ファンドの市場価格は、取引所における競争売買を通じ、需給を反映して決まります。したがって、市場価格は基準価額とは必ずしも一致するものではありません。
- ◆「交換」によって受益者に交付または振替される指数連動有価証券および株価連動有価証券は、一般に上場されておらず、流動性・換金性に乏しい場合があります。

《委託会社におけるリスクマネジメント体制》

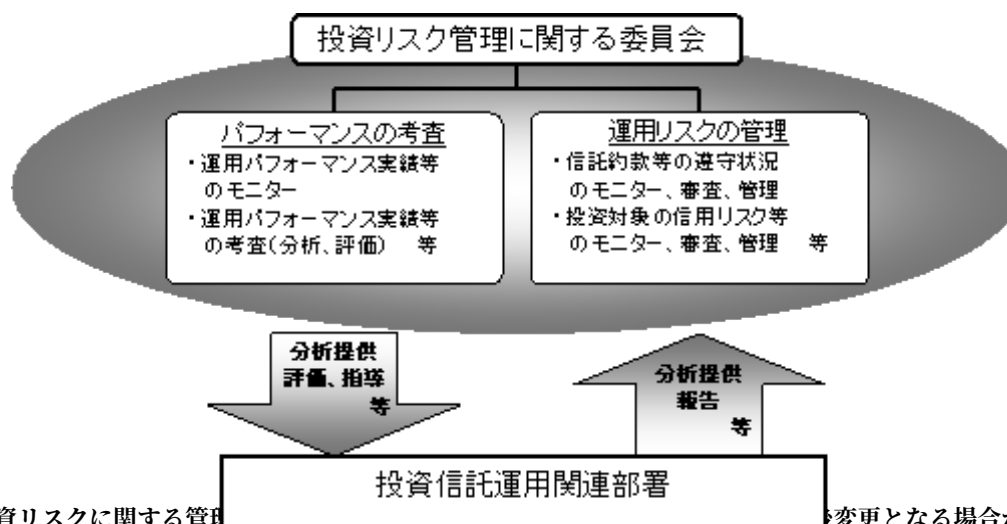
リスク管理関連の委員会

◆パフォーマンスの考査

投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考査（分析、評価）の結果の報告、審議を行ないます。

◆運用リスクの管理

投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行なうことにより、適切な管理を行ないます。

リスク管理体制図

※ 投資リスクに関する管理は、状況に応じて変更となる場合があります。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

販売基準価額（取得申込日の翌営業日（取得申込受付日）の基準価額に100.6%の率を乗じた価額）に販売会社が独自に定める率を乗じて得た額[※]とします。

※詳しくは販売会社にお問い合わせ下さい。なお、販売会社については、「サポートダイヤル」までお問い合わせ下さい。

(2) 【換金(解約)手数料】

販売会社は、受益者が交換を行なうときは、当該受益者から、販売会社が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができます。

また、受益権の買取り[※]を行なうときは、基準価額に販売会社が独自に定める率を乗じて得た手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができます。

※ 受益権の買取りは、「第2 管理及び運営 2 換金(解約)手続等 (c)受益権の買取り(買取請求制)の第1号、第2号」に該当する場合に限られます。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。なお、販売会社については、「サポートダイヤル」までお問い合わせ下さい。

(3) 【信託報酬等】

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、次の第1号により計算した額に、第2号により計算した額を加算して得た額とし、その配分については以下の通り(税抜)とします。

1. 信託財産の純資産総額に年10,000分の99.75(税抜年10,000分の95)以内(平成25年9月26日現在 年10,000分の99.75(税抜年10,000分の95))の率を乗じて得た額。

＜委託会社＞

＜受託会社＞

年10,000分の90

年10,000分の5

※上記配分は、平成25年9月26日現在の信託報酬率における配分です。

2. 有価証券の貸付を行なった場合は、その品貸料の42%（税抜40%）以内の額とし、その配分については、委託会社は100分の80、受託会社は100分の20とします。

上記の信託報酬の総額は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産から支払われます。

(4) 【その他の手数料等】

- ① ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産から支払われます。なお、受益権の上場に係る費用および対象指標についての商標（これに類する商標を含みます。）の使用料（以下、「商標使用料」といいます。）ならびに当該上場に係る費用および当該商標使用料に係る消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

※平成25年9月26日現在、受益者の負担する商標使用料は、純資産総額に対し、年率0.05%（注）とします。

（注）サンパウロ証券取引所と締結した商標使用許諾契約において、純資産総額に対して年率0.05%を乗じて得た額が、各計算期間において1万ユーロ相当額よりも小さい場合は、同相当額を負担することとなり、その場合の差額は、委託者の負担とします。

※平成25年9月26日現在、受益権の上場に係る費用は以下の通りです。

- ・追加上場料：追加上場時の増加額(毎年末の純資産総額について、新規上場時及び新規上場した年から前年までの各年末の純資産総額のうち最大のものからの増加額)に対して、0.007875%(税抜0.0075%)。

・年間上場料：毎年末の純資産総額に対して、最大0.007875%(税抜0.0075%)。

② ファンドに関する組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額、先物取引等に要する費用、外貨建て資産の保管等に要する費用は信託財産から支払われます。

③ ファンドに係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期間終了後の6ヶ月終了日および毎計算期末または信託報酬支払いのときに信託財産から支払われます。

※これらの費用等の中には、運用状況等により変動するものがあり、事前に料率、上限額等を表示することができないものがあります。

(5) 【課税上の取扱い】

①個人の受益者に対する課税

●受益権の売却時

売却時の差益(譲渡益)については、申告分離課税により10.147%(国税(所得税及び復興特別所得税)7.147%および地方税3%)の税率が適用され、源泉徴収口座を選択した場合は10.147%の税率により源泉徴収が行なわれます。なお、上記10.147%の税率は平成26年1月1日以後、20.315%(国税15.315%および地方税5%)となる予定です。

●収益分配金の受取り時

分配金については、10.147%(国税7.147%および地方税3%)の税率による源泉徴収が行なわれます。なお、確定申告により、申告分離課税もしくは総合課税のいずれかを選択することもできます。上記10.147%の税率は平成26年1月1日以後、20.315%(国税15.315%および地方税5%)となる予定です。

●受益権と有価証券との交換時

受益権と有価証券との交換についても受益権の譲渡として、上記「受益権の売却時」と同様の取扱いとなります。

●譲渡損失と収益分配金との間の損益通算について

売却時及び交換時の差損(譲渡損失)については、確定申告等により上場株式等の配当所得(申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。)との通算が可能です。

※少額投資非課税制度「愛称：NISA(ニーサ)」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」は、平成26年1月1日以降の非課税制度です。NISAをご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入したETFなどから生じる配当所得及び譲渡所得が5年間非課税となります。他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。なお、分配金の受取方法によっては非課税とならない場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

②法人の受益者に対する課税

●受益権の売却時

受益権の取得価額と売却価額との差額について、他の法人所得と合算して課税されます。

●収益分配金の受取り時

益金不算入制度は適用されません。

●受益権と有価証券との交換時

受益権と有価証券との交換についても受益権の譲渡として、上記「受益権の売却時」と同様の取扱いとなります。

なお、税金の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

※税法が改正された場合等は、上記「(5)課税上の取扱い」の内容が変更になる場合があります。

5【運用状況】

以下は平成25年7月31日現在の運用状況であります。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計(円)	投資比率(%)
社債券	イギリス	5,705,483,900	99.09
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	52,197,092	0.90
合計(純資産総額)		5,757,680,992	100.00

(2)【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	イギリス	社債券	BR) UBS AG LONDON BRANCH	2,040,000,000	90.36	1,843,344,000	94.05	1,918,620,000	0	2014/2/21	33.32
2	イギリス	社債券	BR) MUNICIPALITY F INANCE PLC	1,310,000,000	78.85	1,032,935,000	82.06	1,074,986,000	0	2014/6/6	18.67
3	イギリス	社債券	BR) BARCLAYS BANK PLC	1,000,000,000	76.23	762,330,000	79.32	793,210,000	0	2014/6/10	13.77
4	イギリス	社債券	BR) MUNICIPALITY F INANCE PLC	1,000,000,000	74.23	742,300,000	77.28	772,800,000	0	2014/6/13	13.42
5	イギリス	社債券	BR) BARCLAYS BANK PLC	890,000,000	75.91	675,652,400	78.99	703,019,900	0	2014/6/4	12.21
6	イギリス	社債券	BR) MUNICIPALITY F INANCE PLC	560,000,000	76.10	426,160,000	79.08	442,848,000	0	2014/3/17	7.69

種類別及び業種別投資比率

種類	業種	投資比率(%)
社債券	—	99.09
合計		99.09

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

平成25年7月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産及び金融商品取引所の取引価格の推移は次の通りです。

計算期間	純資産総額(百万円)		1口当たり純資産額(円)		東京証券取引所 取引価格 (終値・1口 当たり円)
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)	
第1期 (2009年7月8日)	3,896	3,896	239.30	239.30	233
第2期 (2010年7月8日)	14,663	14,663	291.63	291.63	277
第3期 (2011年7月8日)	10,983	10,983	296.84	296.84	282
第4期 (2012年7月8日)	7,008	7,008	199.51	199.51	200
第5期 (2013年7月8日)	5,535	5,535	176.90	176.90	179
2012年7月末日	6,956	—	198.02	—	193
8月末日	6,929	—	197.27	—	198
9月末日	7,261	—	206.70	—	206
10月末日	7,108	—	202.34	—	203
11月末日	7,082	—	201.62	—	201
12月末日	7,897	—	224.81	—	224
2013年1月末日	8,451	—	240.57	—	237
2月末日	8,268	—	235.36	—	235
3月末日	8,162	—	232.34	—	230
4月末日	8,311	—	236.60	—	231
5月末日	7,176	—	229.35	—	224
6月末日	5,895	—	188.42	—	187
7月末日	5,757	—	184.01	—	183

※決算日が休日の場合は、前営業日の取引価格を記載しております。

② 【分配の推移】

期	1口当たりの分配金
第1期	0.0000 円
第2期	0.0000 円
第3期	0.0000 円
第4期	0.0000 円
第5期	0.0000 円

③ 【収益率の推移】

期	収益率
第1期	△41.3 %
第2期	21.9 %
第3期	1.8 %
第4期	△32.8 %
第5期	△11.3 %

※各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

(4) 【設定及び解約の実績】

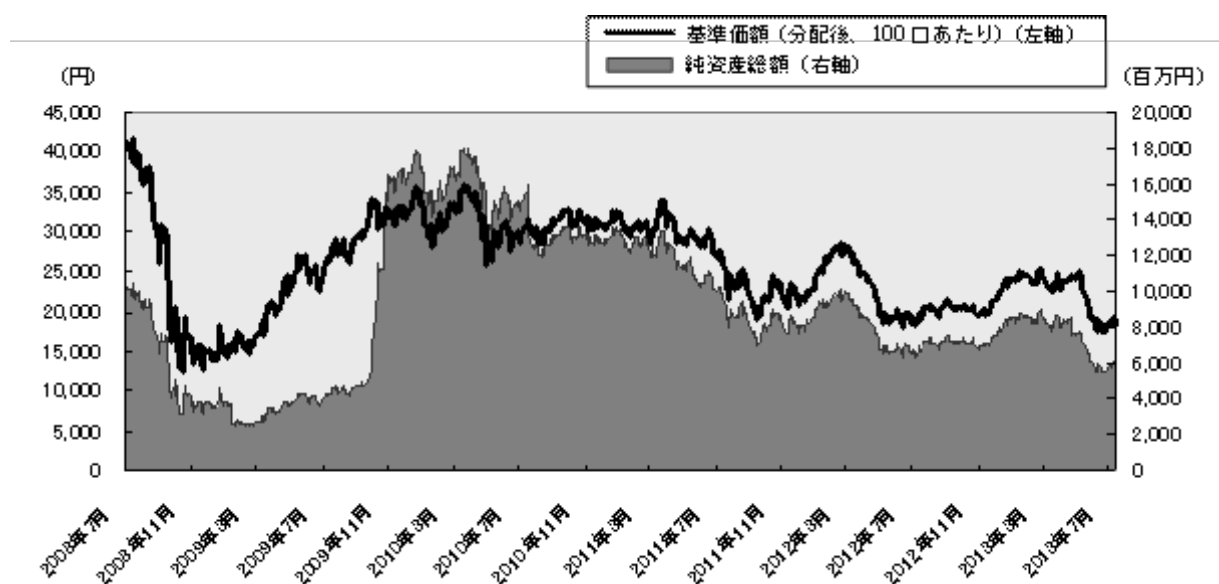
期	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1期	25,000,000	8,718,903	16,281,097
第2期	34,000,000	—	50,281,097
第3期	—	13,278,389	37,002,708
第4期	—	1,873,694	35,129,014
第5期	—	3,838,998	31,290,016

※本邦外における設定及び解約の実績はありません。

※解約口数は交換口数を表示しております。

<参考情報> 運用実績（2013年7月31日現在）

[基準価額・純資産の推移]（日次：設定来）



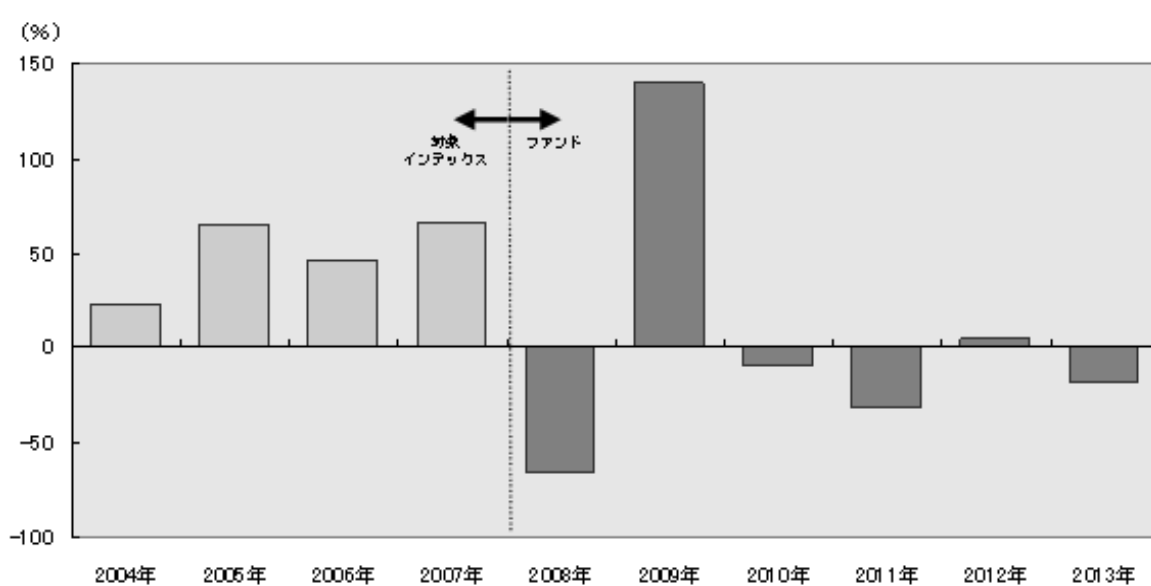
[分配の推移]（100口あたり、課税前）

2013年7月	0 円
2012年7月	0 円
2011年7月	0 円
2010年7月	0 円
2009年7月	0 円
設定来累計	0 円

[主要な資産の状況]

銘柄別投資比率			
順位	銘柄	種類	投資比率 (%)
1	BR)UBS AG LONDON BRANCH	社債券	33.3
2	BR)MUNICIPALITY FINANCE PLC	社債券	18.7
3	BR)BARCLAYS BANK PLC	社債券	13.8
4	BR)MUNICIPALITY FINANCE PLC	社債券	13.4
5	BR)BARCLAYS BANK PLC	社債券	12.2
6	BR)MUNICIPALITY FINANCE PLC	社債券	7.7

[年間収益率の推移]（暦年ベース）



- ・ ファンドの年間収益率は税引前分配金を再投資して算出。
- ・ 2004年から2007年は対象インデックスの年間収益率。
- ・ 2008年は設定日（2008年7月16日）から年末までのファンドの収益率。
- ・ 2013年は年初から運用実績作成基準日までのファンドの収益率。

- ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
- 対象インデックスの情報はあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。
- ファンドの運用状況は、別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込(販売)手続等】

申込期間中の各営業日に、有価証券届出書の「第一部 証券情報」にしたがって受益権の募集が行なわれます。

取得申込みの受付については、取得申込受付日の前営業日の午後3時までに委託者に追加設定の連絡をして受理されたものを当日の申込みとします。

なお、委託者は、次の期日または期間(以下「申込不可日」という場合があります。)における受益権の取得申込みについては、原則として、当該取得申込みの受付を停止します。ただし、委託者は、申込不可日における受益権の取得申込みであっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される申込不可日における受益権の取得申込みについては、当該取得申込みの受付を行なうことができます。

1. 取得申込日当日または翌営業日が、別に定める海外の休日[※]と同日付となる場合の当該申込日
※次の条件のいずれかに該当する日をいいます。（以下同じ。）
 - ・サンパウロ証券取引所の休場日
 - ・サンパウロ、ロンドンまたはニューヨークのいずれかの休日（銀行の通常の営業日以外の日）
2. 取得申込日当日が、「日本の営業日でない日かつ、別に定める海外の休日でない日」の前営業日となる場合の当該申込日
3. 信託財産が組み入れた指数連動有価証券または株価連動有価証券の償還や、信託財産が組み入れる当該指数連動有価証券または株価連動有価証券の発行等による、信託財産における入替え等に要する期間として委託者が別に定めるもの
4. ファンドの決算日の前々営業日および前営業日
5. 上記1～4のほか、委託者が、運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき

ファンドの申込(販売)手続についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

販売の単位は200万口以上100口単位とします。

受益権の販売価額は、取得申込日の翌営業日（取得申込受付日）の基準価額に、100.6%の率を乗じて得た額（以下「販売基準価額」といいます。）とします。

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断でファンドの受益権の取得申込

みの受付けを中止すること、および既に受付けた取得申込みの受付けを取り消す場合があります。

＜申込手数料＞

販売基準価額（取得申込日の翌営業日（取得申込受付日）の基準価額に、100.6%の率を乗じて得た額）に販売会社が独自に定める率を乗じて得た額[※]とします。

※詳しくは販売会社にお問い合わせ下さい。なお、販売会社については、「サポートダイヤル」までお問い合わせ下さい。

※取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金（販売基準価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額に申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した額）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。受託者は、追加信託金を受入れた場合には、振替機関に対し追加信託が行われた旨を通知するものとします。委託者は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

2【換金(解約)手続等】

(a) 信託の一部解約(解約請求制)

受益者は、自己に帰属する受益権について、信託期間中において一部解約の実行を請求することができません。

(b) 受益権と信託財産に属する有価証券との交換

(交換請求)

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に対し、交換の請求を委託者が受付けた日の前営業日(以下「交換申込日」といいます。)までに、一定口数以上の受益権をもって、当該受益権と当該受益権の信託財産に対する持分に相当する有価証券との交換(以下「交換」といいます。)を請求することができます。なお、交換申込日の午後3時までに委託者に交換の連絡をして受理されたものを、交換の申込みとして取扱います。

委託者は、次の各号の期日または期間については、交換請求の受付を停止します。ただし、委託者は、次に該当する期日および期間における交換請求であっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される期日および期間における交換請求については、当該交換請求の受付けを行なうことができます。

1. 交換申込日当日から起算して8営業日目までの期間（日本の営業日でない日を除きます。）に、別に定める海外の休日[※]と同日付となる日がある場合の当該申込日

※次の条件のいずれかに該当する日をいいます。（以下同じ。）

- ・サンパウロ証券取引所の休場日
 - ・サンパウロ、ロンドンまたはニューヨークのいずれかの休日（銀行の通常の営業日以外の日）
2. 交換申込日当日から起算して8営業日目までの期間（日本の営業日でない日を除きます。）に、信託財産が組み入れた指数連動有価証券または株価連動有価証券の決済機関の非営業日と同日付となる日がある場合の当該申込日
 3. 信託財産が組み入れた指数連動有価証券または株価連動有価証券の償還や、指数連動有価証券または株価連動有価証券の発行等による、信託財産における入替え等に要する期間として委託者が別に定めるもの
 4. 交換申込日の翌営業日の翌日から、当該交換申込日当日から起算して8営業日目の前日までの期間に、ファンドの計算期間終了日(毎年7月8日)がある場合の当該申込日
 5. 上記1～4のほか、委託者が、運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき

なお、交換請求の受付けを停止したときは、受益者は、当該受付け停止以前に行なった当日の交換の請求を撤回できます。ただし、受益者がその交換の請求を撤回しない場合には、当該交換は、当該受付け停止を解除した後の最初の基準価額の計算日に交換の請求を受付けたものとし、

交換の単位は、信託財産に属する有価証券について、当該信託財産に対する持分に相当するものが、当該有価証券の信託財産における構成比に相当する比率で当該各有価証券の最小売買単位以上の数をもって交換するために必要な口数を基礎として、委託者が別に定めるもの（以下「最小交換口数」といいます。）とし、200万口以上とします

受益者が、交換の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとし、

販売会社は、振替機関の定める方法により、振替受益権の抹消に係る手続きを行なうものとし、当該抹消に係る手続きおよび交換有価証券に係る交付または振替が行なわれた後に、振替機関は、当該交換に係る受益権の口数と同口数の振替受益権を抹消するものとし、社振法の規定にしたがい振替機関等の口座に交換の請求を行なった受益者に係る当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。受託者は、委託者の交換の指図に基づいて、交換にかかる振替受益権については、振替口座簿における抹消の手続きおよび交換有価証券の振替日における抹消の確認をもって、当該振替受益権を受け入れ抹消したものと取り扱います。

受益者が交換によって取得できる有価証券の数は、交換の請求を委託者が受付けた日の基準価額（交換申込日の翌営業日の基準価額）に基づいて計算された数とし、各有価証券の売買単位の整数倍とします。

なお、交換の請求を行なう受益者が、対象株価指数の構成銘柄である株式の発行会社等である場合、当該交換の請求を当該受益者から受付けた第一種金融商品取引業者(第一種金融商品取引業者が対象株価指数の構成銘柄である株式の発行会社等に該当する場合に、当該第一種金融商品取引業者が自己勘定で交換を請求するときを含むものとします。)は、交換の請求を取次ぐ際に委託者にその旨を書面をもって通知するものとし、当該通知が交換の請求の取次ぎの際に行なわれなかった場合において、そのことによって信託財産その他に損害が生じたときには、交換の請求を取次いだ第一種金融商品取引業者がその責を負うものとし、

販売会社は、受益者が交換を行なうとき、当該受益者から、販売会社が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができます。

(交換する受益権口数の確定)

委託者は、受益者が最小交換口数以上の振替受益権を委託者に提示して交換の請求を行ない、その請求を受付けた場合には、受益者から提示された口数の受益権から受益者が取得できる各有価証券の数を計算し、交換に要する受益権の口数(1口未満の端数があるときは、1口に切上げます。以下「交換必要口数」といいます。)を確定します。

委託者は、受託者に対し、交換必要口数の受益権と信託財産に属する有価証券のうち売買単位の整数倍となる有価証券を交換するよう指図します。ただし、交換の請求を行なった受益者が、対象株価指数の構成銘柄である株式の発行会社等である場合には、原則として、委託者は、交換必要口数から当該発行会社の株式の個別銘柄時価総額に相当する口数を除いた口数の受益権と、売買単位の整数倍となる有価証券（当該発行会社の株式を除きます。）を交換するよう指図するものとします。

この場合の個別銘柄時価総額は、交換の請求を委託者が受付けた日の基準価額（交換申込日の翌営業日の基準価額）の計算日（外国において取引されているものについては、原則として、当該計算日の前日となります。）における当該発行会社の株式の金融商品取引所の終値（終値のないものについてはそれに準ずる価格。）に交換の請求を委託者が受付けた日の基準価額（交換申込日の翌営業日の基準価額）に基づき計算された株数を乗じて得た金額とし、円換算は約款に定める合理的な換算の方法によって行ないます。

受託者は、委託者の指図に従い、販売会社に対し、交換請求受付日から起算して7営業日目から信託財産に属する交換有価証券の交付または振替を行ないます。ただし、受託者が、交換請求受付日から起算して6営業日目までに振替受益権の抹消に係る手続きが行なわれたことを確認できなかった場合には、信託財産に属する交換有価証券の交付または振替を行なうことを中止し、当該手続きが行なわれたことの確認後、当該交換有価証券の交付または振替を行ないます。

販売会社は、受託者から交付または振替を受けた有価証券を、所定の手続きを経て受益者に速やかに交付または振替するものとします。

委託者は、交換請求受付日の翌営業日以降、交換によって抹消されることとなる振替受益権と同口数の受益権を失効したものととして取扱うこととし、受託者は、当該受益権にかかる振替受益権が交換有価証券の振替日に抹消済みであることを確認するものとします。

委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、交換の請求の受け付けを停止することおよびすでに受け付けた交換の請求の受け付けを取り消すことができます。

なお、交換請求の受け付けを停止したときは、受益者は、当該受け付け停止以前に行なった当日の交換の請求を撤回できます。ただし、受益者がその交換の請求を撤回しない場合には、当該交換は、当該受け付け停止を解除した後の最初の基準価額の計算日に交換の請求を受け付けたものとします。

（注）販売会社は、振替機関の定める方法により、振替受益権の抹消に係る手続きを行なうものとし、当該抹消に係る手続きおよび交換有価証券に係る交付または振替が行なわれた後に、振替機関は、当該交換に係る受益権の口数と同口数の振替受益権を抹消するものとし、社振法の規定にしたがい振替機関等の口座に交換の請求を行なった受益者に係る当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。委託者は、交換請求受付日の翌営業日以降、交換によって抹消されることとなる振替受益権と同口数の受益権を失効したものとして取扱うこととし、受託者は、委託者の交換の指図に基づいて、交換にかかる振替受益権については、振替口座簿における抹消の手続きおよび交換有価証券の振替日における抹消の確認をもって、当該振替受益権を受け入れ抹消したものとして取り扱います。

（c）受益権の買取り（買取請求制）

販売会社は、次の各号に該当する場合で、受益者の請求があるときは、その受益権を買取ります。ただし、第2号の場合の請求は、信託終了日の3営業日前までとします。

- 1 交換により生じた取引所売買単位未満の振替受益権
- 2 受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止になったとき

受益権の買取価額は、買取申込みを受付けた日の翌営業日の基準価額とします。

販売会社は、受益権の買取りを行なうときは、基準価額に販売会社が独自に定める率を乗じて得た手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。

販売会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者と協議のうえ、受益権の買取りを中止すること、および既に受付けた受益権の買取りを取り消す場合があります。

また、受益権の買取りが停止された場合には、受益者は買取り停止以前に行なった当日の買取り請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取り請求を撤回しない場合には、当該受益権の買取価額は、買取り中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取申込みを受け付けたものとして、当該日の基準価額とします。

上記(a)、(b)及び(c)の詳細については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

＜受付時間＞ 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

＜基準価額の計算方法＞

基準価額とは、純資産総額を計算日における受益権口数で除した金額をいいます。なお、ファンドにおいては100口当りの価額で表示されます。

純資産総額とは、資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

資産総額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た金額の合計額をいいます。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

- ・ 信託財産に属する有価証券（交換の実行に係る有価証券で、受益者に対し未交付または未振替のものを除く）の時価評価は、原則として、計算日における公表されている最終価格に基づき算出した価格又はこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した価格により評価するものとします。
- ・ 外貨建資産の評価は、原則として、基準価額計算日の対顧客相場の仲値によって計算します。

※ 外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日の前日とします。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

＜受付時間＞ 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

＜追加信託金について＞

(i)追加信託金は、追加信託を行なう日の前日の基準価額に100.6%の率を乗じて得た価額に当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

(ii)追加信託金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を追加信託差金として処理します。

＜受益権と有価証券の交換の計理処理＞

受益権と有価証券の交換にあっては、交換必要口数(交換の請求を行なった受益者が対象株価指数構成銘柄の発行会社等である場合において受益権を控除する場合は、当該受益権の口数を控除して得た口数)に交換請求受付日の基準価額を乗じて得た金額と元本に相当する金額との差額を交換(解約)差金として処理します。

(2) 【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

無期限とします(平成20年7月16日設定)。

(4) 【計算期間】

毎年7月9日から翌年7月8日までとします。

なお、最終計算期間の終了日は、この信託が終了する場合における信託期間の終了日とします。

(5) 【その他】

(a) ファンドの繰上償還条項

(i) 委託者は、信託財産の一部を受益権と交換することにより、受益権の口数が400万口を下ることとなった場合、または、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

(ii) 委託者は、受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止となった場合または対象株価指数が廃止された場合は、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

(b) 信託期間の終了

(i) 委託者は、上記「(a)ファンドの繰上償還条項(i)」に従い信託期間を終了させるには、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

(ii) 上記(i)の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

(iii) 上記(i)の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

(iv) 上記(i)から(iii)までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、上記「(a)ファンドの繰上償還条項(ii)」に従い信託期間を終了させる場合には適用しません。

(v) 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

(c) 信託約款の変更等

(i) 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとしします。

(ii) 委託者は、上記(i)の事項（上記(i)の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

(iii) 上記(ii)の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

(iv) 上記(ii)の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

(v) 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

(vi) 上記(ii)から(v)までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

(vii) 上記(i)から(vi)の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合であっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(d) 公告

委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(e) 反対者の買取請求権

ファンドの信託契約の解約または重大な約款の変更等を行なう場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求の内容および買取請求の手續に関する事項は、前述の「(b)信託期間の終了」(i)または「(c)信託約款の変更等」(ii)に規定する書面に付記します。

(f) 金融商品取引所への上場

委託者は、この信託の受益権について、別に定める金融商品取引所に上場申請を行なうものとし、当該受益権は、当該金融商品取引所の定める諸規則等に基づき当該金融商品取引所の承認を得たうえで、当該金融商品取引所に上場されるものとします。

委託者は、この信託の受益権が上場された場合には、上記の金融商品取引所の定める諸規則等を遵守し、当該金融商品取引所が諸規則等に基づいて行なう受益権に対する上場廃止または売買取引の停止その他の措置に従うものとします。

(g) 信託財産の登記等および記載等の留保等

(i) 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

(ii) 上記(i)ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

(iii) 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(iv) 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(h) 有価証券の売却等の指図

委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(i) 再投資の指図

委託者は、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(j) 受託者による資金立替え

信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株の発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(k) 委託者の登録取消等に伴う取扱い

(i) 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

(ii) 上記(i)の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、「(c)信託約款の変更等」

の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(l) 委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

また、委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(m) 受託者のおよび解任辞任に伴う取扱い

(i) 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、上記「(c)信託約款の変更等」に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

(ii) 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(n) 受益権の分割、信託日時の異なる受益権の内容

委託者は、信託契約締結日の受益権については当初設定口数に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど追加口数に、それぞれ均等に分割します。

信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(o) 信託約款に関する疑義の取扱い

この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(p) 他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(q) 関係法人との契約の更新に関する手続

委託者と販売会社との間で締結する「募集・販売等に関する契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から別段の意思表示のないときは、原則1年毎に自動的に更新されるものとします。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

①収益分配金に対する請求権および名義登録

(a)収益分配金は、計算期間終了日現在において、氏名もしくは名称および住所が受託者に登録されている者を、計算期間終了日現在における受益者とし(以下「名義登録受益者」といいます。)、当該名義登録受益者に支払います。なお、受託者は他の証券代行会社等、受託者が適当と認める者と委託契約を締結し、名義登録にかかる事務を委託することができます。

受益者は、原則として上記の登録をこの信託の受益権が上場されている金融商品取引所の会員(口座管理機関であるものに限ります。以下同じ。)を経由して行なうものとします。この場合、当該会員は、当該会員が独自に定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を徴することができます。ただし、証券金融会社等は上記の登録を受託者に対して直接に行なうことができます。

名義登録の手続きは、以下の通りとします。

- (i)受益権は、会員の振替口座簿に口数が記載または記録されることにより、当該振替口座簿に記載または記録された口数に応じた受益権が帰属します。
- (ii)会員は、計算期間終了日までに当該会員にかかる上記(i)の受益者の氏名もしくは名称および住所その他受託者が定める事項を書面等により受託者に届出るものとします。また、届出た内容に変更が生じた場合は、当該会員所定の方法による当該受益者からの申し出にもとづき、当該会員はこれを受託者に通知するものとします。
- (iii)会員は、計算期間終了日現在の当該会員にかかる上記(i)の受益者の振替機関の定める事項を(当該会員が直接口座管理機関でない場合はその上位機関を通じて)振替機関に報告するとともに、振替機関はこれを受託者に通知するものとします。

上記に規定する収益分配金の支払いは、原則として毎計算期間終了後40日以内の委託者の指定する日に、上記に規定する登録の際に名義登録受益者があらかじめ指定する預金口座に当該収益分配金を振り込む方式により行なうものとします。なお、名義登録受益者があらかじめ預金口座を指定していない場合は、当該名義登録受益者に対する収益分配金の支払いの開始が遅れる場合がありますので、ご注意ください。

また、上記の方式のほか、名義登録受益者が当該会員と別途収益分配金の取り扱いに係る契約[※]を締結している場合は、収益分配金は当該契約にしたがい支払われるものとします。

※詳しくは、当該会員にお問い合わせください。

(b)受託者は、支払開始日から5年経過した後に、収益分配金の未払残高があるときは、当該金額を委託者に交付するものとします。

受託者は、委託者に収益分配金を交付した後は、当該交付に係る金額に関する受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託者に帰属します。

②信託終了時の交換等

委託者は、この信託が終了するときは、200万口以上の受益権を有する受益者に対しては、信託終了日の8営業日前の日における当該受益権の信託財産に対する持分に相当する有価証券を当該受益権として振替口座簿に記載または記録されている振替受益権と引換えに交換するものとします。

交換は、販売会社の営業所において行なうものとします。

受益者が取得する各有価証券の数は、信託終了日の8営業日前の日の基準価額に基づいて計算された数とし、取引所売買単位の整数倍とします。

販売会社は、受益者に交換を行なうとき、当該受益者から、受益者が取得する各有価証券につき、個別時価総額（（信託終了日（外国において取引されているものについては、原則として、信託終了日の前日となります。）における個別銘柄の公表されている最終価格に基づき算出した価格またはこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した価格。）に交換する数（額面あたりの評価値の場合は、当該額面で調整した数とします。）を乗じて得た金額をいいます。）に販売会社が独自に定める率を乗じて得た手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。

対象株価指数の構成銘柄である株式の発行会社等である受益者が、信託終了時に交換する場合には、委託者は当該発行会社の株式の個別時価総額に相当する口数の受益権を買取ることを受託者に指図します。この場合の個別時価総額は、信託終了日の4営業日前の寄付き以降成行きの方法又はこれに準ずるものとして合理的な売却の方法によって当該株式を売却した額（売却に伴う売買委託手数料等を控除した後の金額とし、円換算は約款に定める合理的な換算の方法によって行ないます。）とします。

販売会社は、受益者に交換を行なうとき、当該受益者から販売会社が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。

委託者は、信託終了日の7営業日前の日以降、交換によって抹消されることとなる振替受益権と同口数の受益権（各受益権について信託財産が買取った受益権を含みます。）を失効したものとして取扱うこととし、受託者は、当該受益権にかかる振替受益権が交換有価証券の振替日に抹消済みであることを確認するものとします。

上記にかかわらず、次の場合には、信託終了日の基準価額をもとに販売会社はその受益権を買取ことを原則とします。

1.受益者の有する口数から有価証券の交換に要した口数を控除した後に残余の口数を生じた場合の残余の口数の振替受益権

2.200万口に満たない振替受益権(取引所売買単位未満の振替受益権を含みます。)

販売会社は、受益者に買取りを行なうとき、当該受益者から販売会社が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。

有価証券の交換は、原則として、交換のための振替受益権の抹消の申請が振替機関に受け付けられたことを受託者が確認した日の翌営業日（原則として信託終了日の前営業日）から行ないます。

信託財産が買取った受益権については、前述の個別時価総額が確定した日から4営業日目に金銭の交付を行ないます。

受益者が、株式の交換について、交換開始日から10年間その交換の請求をしないときは、その権利を失い、委託者に帰属します。

第3【ファンドの経理状況】

NEXT FUNDS ブラジル株式指数・ボベスバ連動型上場投信

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第5期計算期間(平成24年7月9日から平成25年7月8日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】
 (1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第4期 平成24年 7月 8日現在	第5期 平成25年 7月 8日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	94,348,670	95,521,286
社債券	6,960,753,200	5,482,721,400
未収利息	712	203
流動資産合計	7,055,102,582	5,578,242,889
資産合計	7,055,102,582	5,578,242,889
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	2,195,578	2,041,709
未払委託者報酬	39,520,373	36,750,647
その他未払費用	4,662,504	4,148,566
流動負債合計	46,378,455	42,940,922
負債合計	46,378,455	42,940,922
純資産の部		
元本等		
元本	14,332,637,712	12,766,326,528
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△7,323,913,585	△7,231,024,561
元本等合計	7,008,724,127	5,535,301,967
純資産合計	7,008,724,127	5,535,301,967
負債純資産合計	7,055,102,582	5,578,242,889

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第4期 自平成23年 7月 9日 至平成24年 7月 8日	第5期 自平成24年 7月 9日 至平成25年 7月 8日
営業収益		
受取利息	122,724	75,807
有価証券売買等損益	△3,407,736,200	△468,908,400
その他収益	5,988,591	4,006,506
営業収益合計	△3,401,624,885	△464,826,087
営業費用		
受託者報酬	4,459,022	3,944,198
委託者報酬	80,262,232	70,995,406
その他費用	6,105,214	5,310,069
営業費用合計	90,826,468	80,249,673
営業利益	△3,492,451,353	△545,075,760
経常利益	△3,492,451,353	△545,075,760
当期純利益	△3,492,451,353	△545,075,760
一部交換に伴う当期純利益金額の分配額	—	—
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△4,113,303,384	△7,323,913,585
剰余金増加額又は欠損金減少額	281,841,152	637,964,784
当期一部交換に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	281,841,152	637,964,784
剰余金減少額又は欠損金増加額	—	—
分配金	—	—
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△7,323,913,585	△7,231,024,561

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 運用資産の評価基準及び評価方法	(1) 社債券 原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。
2 費用・収益の計上基準	(1) 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。
4 その他	当ファンドの計算期間は、平成24年7月9日から平成25年7月8日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

第4期 平成24年7月8日現在	第5期 平成25年7月8日現在
1 計算期間の末日における受益権の総数 35,129,014 口	1 計算期間の末日における受益権の総数 31,290,016 口
2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 7,323,913,585 円	2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 7,231,024,561 円
3 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 199.51 円 (100口当たり純資産額 19,951 円)	3 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 176.90 円 (100口当たり純資産額 17,690 円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第4期 自 平成23年7月9日 至 平成24年7月8日	第5期 自 平成24年7月9日 至 平成25年7月8日
1 分配金の計算過程 該当事項はございません。	1 分配金の計算過程 該当事項はございません。

(金融商品に関する注記)

(1)金融商品の状況に関する事項

第4期 自 平成23年7月9日 至 平成24年7月8日	第5期 自 平成24年7月9日 至 平成25年7月8日
1 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	1 金融商品に対する取組方針 同左
2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の2 有価証券関係に記載しております。	2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク 同左

これらは、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 3 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。	3 金融商品に係るリスク管理体制 同左
--	--------------------------------

(2)金融商品の時価等に関する事項

第4期 平成24年7月8日現在	第5期 平成25年7月8日現在
1 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 2 時価の算定方法 ○社債券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 ○コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	1 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左 2 時価の算定方法 同左

(関連当事者との取引に関する注記)

第4期 自 平成23年7月9日 至 平成24年7月8日	第5期 自 平成24年7月9日 至 平成25年7月8日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左

(その他の注記)

1 元本の移動

第4期 自 平成23年7月9日 至 平成24年7月8日		第5期 自 平成24年7月9日 至 平成25年7月8日	
期首元本額	15,097,104,864 円	期首元本額	14,332,637,712 円
期中追加設定元本額	— 円	期中追加設定元本額	— 円
期中一部交換元本額	764,467,152 円	期中一部交換元本額	1,566,311,184 円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

	第4期 自 平成23年7月9日 至 平成24年7月8日	第5期 自 平成24年7月9日 至 平成25年7月8日
種類	損益に含まれた評価差額(円)	損益に含まれた評価差額(円)
社債券	△1,302,601,800	△1,324,188,600
合計	△1,302,601,800	△1,324,188,600

3 デリバティブ取引関係

第4期(平成24年7月8日現在)

該当事項はございません。

第5期(平成25年7月8日現在)

該当事項はございません。

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式(平成25年7月8日現在)

該当事項はございません。

(2) 株式以外の有価証券

(平成25年7月8日現在)

種類	銘柄	券面総額(円)	評価額(円)	備考
社債券	BR) UBS AG LONDON BRANCH	2,040,000,000	1,843,344,000	
	BR) MUNICIPALITY F INANCE PLC	560,000,000	426,160,000	
	BR) BARCLAYS BANK PLC	890,000,000	675,652,400	
	BR) MUNICIPALITY F INANCE PLC	1,310,000,000	1,032,935,000	
	BR) BARCLAYS BANK PLC	1,000,000,000	762,330,000	

	BR) MUNICIPALITY F INANCE PLC	1,000,000,000	742,300,000	
社債券計	銘柄数：6	6,800,000,000	5,482,721,400	
	組入時価比率：99.1%		100.0%	
合計			5,482,721,400	

(注) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はございません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】 平成25年7月31日現在

I	資産総額	5,765,596,118	円
II	負債総額	7,915,126	円
III	純資産総額(I－II)	5,757,680,992	円
IV	発行済口数	31,290,016	口
V	1口当たり純資産額(III／IV)	184.01	円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益証券の名義書換えの事務等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3) 受益権の譲渡

① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③ 上記①の振替について、委託者は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(4) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(5) 受益権の再分割

委託者は、受益権の再分割を行ないません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6) 信託終了時の交換等

委託者は、ファンドが信託終了するときは、委託者が別に定める200万口以上の受益権を有する受益者に対しては、信託終了日の8営業日前の日における当該受益権の信託財産に対する持分に相当する有価証券を当該受益権として振替口座簿に記載または記録されている振替受益権と引換えに交換するものとします。委託者は、信託終了日の7営業日前の日以降、交換によって抹消されることとなる振替受益権と同口数の受益権を失効したものとして取扱うこととし、受託者は、当該受益権にかかる振替受益権が交換有価証券の振替日に抹消済みであることを確認するものとします。なお、一定口数に満たない振替受益権（取引所売買単位未満の振替受益権を含みます。）等については、信託終了日の基準価額をもとに販売会社はその受益権を買取することを原則とします。

(7) 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、交換請求の受付け、交換有価証券の交付および償還時の取扱い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1 【委託会社等の概況】

1 【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

平成25年8月末現在、17,180百万円

会社が発行する株式総数 20,000,000株

発行済株式総数 5,150,693株

過去5年間ににおける主な資本金の額の増減：該当事項はありません。

(2) 会社の機構

(a) 会社の意思決定機構

当社は委員会設置会社であり、会社の機関として株主総会、取締役会のほか代表執行役ならびに執行役、指名委員会、監査委員会および報酬委員会をおきますが、代表取締役および監査役会は設けません。各機関の権限は以下のとおりであります。

株主総会

株主により構成され、取締役・会計監査人の選任・解任、剰余金の配当の承認、定款変更・合併等の重要事項の承認等を行います。

取締役会

取締役により構成され、当社の業務につき意思決定を行います。また執行役・代表執行役、各委員会の委員等を選任し、取締役および執行役の職務の執行を監督します。

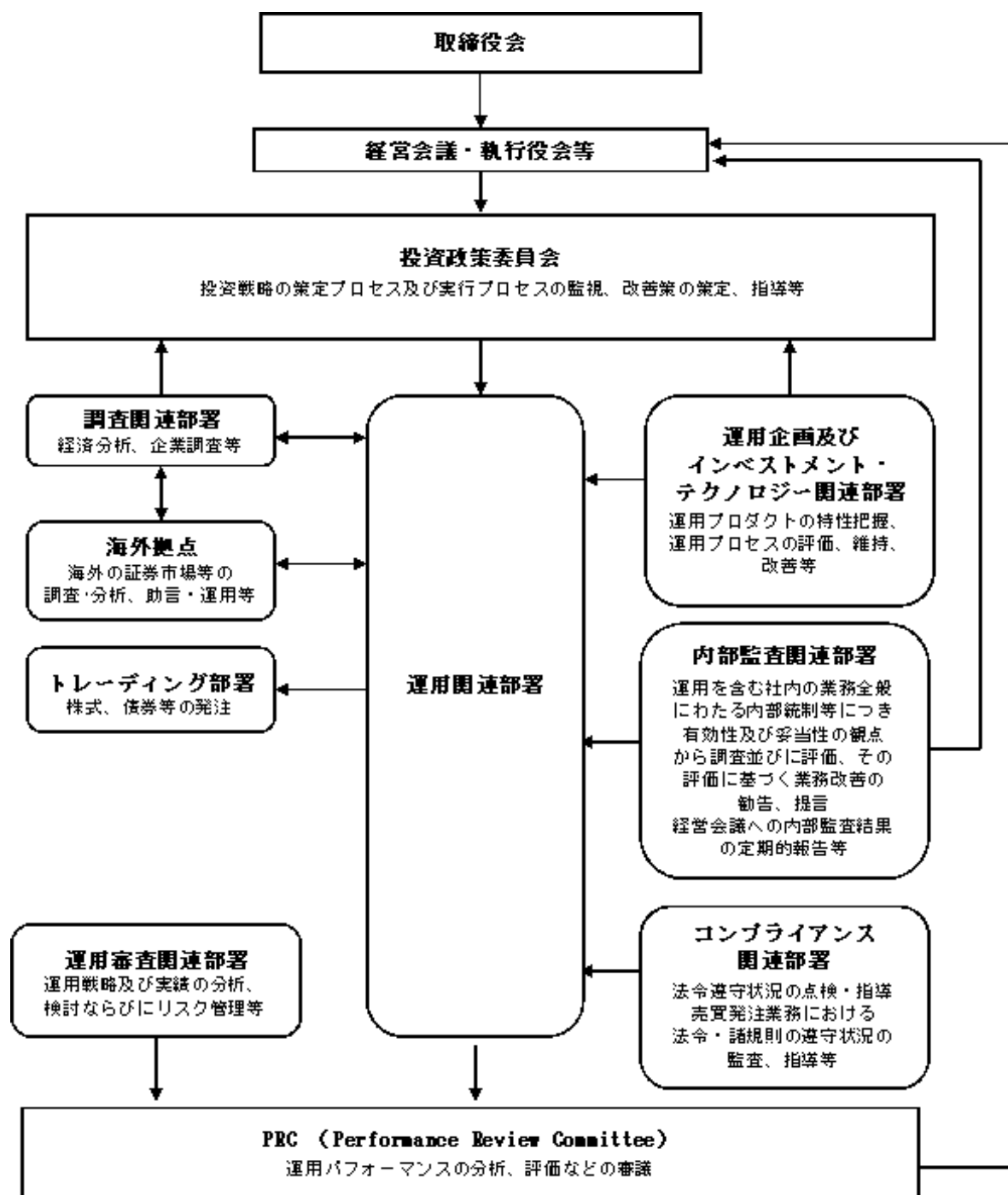
代表執行役・執行役

各執行役は、当社の業務の執行を行います。代表執行役は当社を代表いたします。また取締役会により委任された一定の事項について、代表執行役および執行役で構成される経営会議および執行役会が意思決定を行います。なお、当社は執行役員制度を導入しており、経営会議の構成員には執行役会で選定された執行役員が含まれます。

委員会

取締役3名以上（但し、各委員につき過半数は社外取締役であって執行役でない者）で構成され、イ）指名委員会は、株主総会に提出する取締役の選任・解任・不再任に関する議案の内容を決定し、ロ）報酬委員会は取締役・執行役が受ける個人別の報酬の決定に関する方針を定め、かつそれに従って各報酬の内容を決定し、ハ）監査委員会は取締役・執行役の職務執行の適法性ならびに妥当性に関する監査を行うとともに、株主総会に提出する会計監査人の選任・解任・不再任に関する議案の内容を決定します。

(b) 投資信託の運用体制



2 【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部及び投資助言業務を行っています。

委託者の運用する証券投資信託は平成25年7月31日現在次の通りです(ただし、親投資信託を除きます。)。

種類	本数	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	768	12,145,385
単位型株式投資信託	41	268,702
追加型公社債投資信託	18	5,934,824
単位型公社債投資信託	8	93,782
合計	835	18,442,694

3 【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社である野村アセットマネジメント株式会社(以下「委託会社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。
2. 財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。
3. 委託会社の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当事業年度(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

		前事業年度 (平成24年3月31日)		当事業年度 (平成25年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
(資産の部)					
流動資産					
現金・預金			240		333
金銭の信託			50,326		51,061
有価証券			1,800		4,500
短期貸付金			153		-
前払費用			37		29
未収入金			217		271
未収委託者報酬			8,149		8,651
未収収益			4,200		4,224
繰延税金資産			1,402		1,504
その他			14		12
貸倒引当金			△6		△6
流動資産計			66,535		70,582
固定資産					
有形固定資産			1,677		1,470
建物	※2	516		485	
器具備品	※2	1,161		985	
無形固定資産			9,754		8,458
ソフトウェア		9,753		8,457	
電話加入権		1		1	
その他		0		0	
投資その他の資産			21,505		21,443
投資有価証券		6,691		9,061	
関係会社株式		14,429		12,092	
従業員長期貸付金		29		29	
長期差入保証金		57		55	
長期前払費用		23		19	
その他		273		184	
貸倒引当金		△0		△0	
固定資産計			32,937		31,373
資産合計			99,472		101,956

		前事業年度 (平成24年3月31日)		当事業年度 (平成25年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
(負債の部)					
流動負債					
短期借入金			—		3,000
関係会社短期借入金			8,500		2,000
預り金			93		102
未払金	※ 1		6,276		6,481
未払収益分配金		4		3	
未払償還金		50		42	
未払手数料		3,610		3,764	
その他未払金		2,610		2,671	
未払費用	※ 1		6,760		6,979
未払法人税等			856		763
前受収益			6		-
賞与引当金			2,816		3,109
流動負債計			25,310		22,436
固定負債					
退職給付引当金			2,437		813
時効後支払損引当金			489		495
繰延税金負債			7		1,640
固定負債計			2,934		2,948
負債合計			28,244		25,385
(純資産の部)					
株主資本			68,521		71,942
資本金			17,180		17,180
資本剰余金			11,729		11,729
資本準備金		11,729		11,729	
利益剰余金			39,611		43,032
利益準備金		685		685	
その他利益剰余金		38,926		42,347	
別途積立金		24,606		24,606	
繰越利益剰余金		14,320		17,740	
評価・換算差額等			2,705		4,628
その他有価証券評価差額金			2,693		4,659
繰延ヘッジ損益			12		△30
純資産合計			71,227		76,570
負債・純資産合計			99,472		101,956

(2) 【損益計算書】

		前事業年度 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)		当事業年度 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成25年 3 月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
営業収益					
委託者報酬			78,412		74,067
運用受託報酬			17,784		17,516
その他営業収益			129		163
営業収益計			96,325		91,747
営業費用					
支払手数料			40,671		37,925
広告宣伝費			952		768
公告費			0		0
受益証券発行費			5		5
調査費			19,308		16,591
調査費		1,108		1,138	
委託調査費		18,200		15,453	
委託計算費			931		903
営業雑経費			2,523		2,616
通信費		213		199	
印刷費		1,085		1,057	
協会費		76		76	
諸経費		1,147		1,282	
営業費用計			64,393		58,810
一般管理費					
給料			9,635		10,039
役員報酬	※ 2	252		229	
給料・手当		6,602		6,696	
賞与		2,780		3,114	
交際費			140		122
旅費交通費			473		446
租税公課			224		289
不動産賃借料			1,309		1,242
退職給付費用			1,039		1,067
固定資産減価償却費			4,354		4,106
諸経費			6,204		6,273
一般管理費計			23,381		23,589
営業利益			8,550		9,347

		前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)		当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
営業外収益					
受取配当金	※ 1	4,116		3,002	
収益分配金		9		0	
受取利息		3		2	
金銭の信託運用益		377		1,016	
為替差益		55		43	
その他		360		331	
営業外収益計			4,924		4,396
営業外費用					
支払利息	※ 1	54		56	
時効後支払損引当金繰入額		38		9	
その他		11		78	
営業外費用計			104		145
経常利益			13,370		13,598
特別利益					
投資有価証券等売却益		36		59	
株式報酬受入益		177		160	
固定資産売却益		—		10	
特別利益計			214		230
特別損失					
投資有価証券売却損		136		60	
投資有価証券等評価損		1		9	
関係会社株式評価損		—		2,916	
固定資産除却損	※ 3	82		118	
特別損失計			221		3,105
税引前当期純利益			13,363		10,723
法人税、住民税及び事業税			3,625		3,765
法人税等調整額			1,228		446
当期純利益			8,509		6,510

(3) 【株主資本等変動計算書】

		(単位：百万円)	
		前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
株主資本			
資本金			
当期首残高		17,180	17,180
当期変動額			
当期変動額合計		—	—
当期末残高		17,180	17,180
資本剰余金			
資本準備金			
当期首残高		11,729	11,729
当期変動額			
当期変動額合計		—	—
当期末残高		11,729	11,729
資本剰余金合計			
当期首残高		11,729	11,729
当期変動額			
当期変動額合計		—	—
当期末残高		11,729	11,729
利益剰余金			
利益準備金			
当期首残高		685	685
当期変動額			
当期変動額合計		—	—
当期末残高		685	685
その他利益剰余金			
別途積立金			
当期首残高		24,606	24,606
当期変動額			
当期変動額合計		—	—
当期末残高		24,606	24,606
繰越利益剰余金			
当期首残高		14,077	14,320
当期変動額			
剰余金の配当		△8,267	△3,090
当期純利益		8,509	6,510
当期変動額合計		242	3,420
当期末残高		14,320	17,740
利益剰余金合計			
当期首残高		39,369	39,611
当期変動額			
剰余金の配当		△8,267	△3,090
当期純利益		8,509	6,510
当期変動額合計		242	3,420
当期末残高		39,611	43,032

株主資本合計		
当期首残高	68,279	68,521
当期変動額		
剰余金の配当	△8,267	△3,090
当期純利益	8,509	6,510
当期変動額合計	242	3,420
当期末残高	68,521	71,942
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	2,694	2,693
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△0	1,965
当期変動額合計	△0	1,965
当期末残高	2,693	4,659
繰延ヘッジ損益		
当期首残高	△69	12
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	82	△43
当期変動額合計	82	△43
当期末残高	12	△30
評価・換算差額等合計		
当期首残高	2,624	2,705
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	81	1,922
当期変動額合計	81	1,922
当期末残高	2,705	4,628
純資産合計		
当期首残高	70,903	71,227
当期変動額		
剰余金の配当	△8,267	△3,090
当期純利益	8,509	6,510
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	81	1,922
当期変動額合計	324	5,342
当期末残高	71,227	76,570

[重要な会計方針]

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 子会社株式及び関連会社株式 … 移動平均法による原価法 (2) その他有価証券 時価のあるもの … 決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております) 時価のないもの … 移動平均法による原価法								
2. デリバティブ取引等の評価基準及び評価方法	時価法								
3. 金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法								
4. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)については、定額法によっております。 主な耐用年数は以下の通りであります。 <table> <tr> <td>建物</td><td>38～50年</td></tr> <tr> <td>附属設備</td><td>8～15年</td></tr> <tr> <td>構築物</td><td>20年</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td>4～15年</td></tr> </table> (2) 無形固定資産及び投資その他の資産 定額法を採用しております。ただし、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間に基づく定額法によっております。	建物	38～50年	附属設備	8～15年	構築物	20年	器具備品	4～15年
建物	38～50年								
附属設備	8～15年								
構築物	20年								
器具備品	4～15年								
5. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 賞与の支払に備えるため、支払見込額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企业年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 確定給付型企业年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。 退職一時金及び確定給付型企业年金に係る過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。 (4) 時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。								
6. リース取引の処理方法	リース取引開始日が平成20年4月1日より前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。								

7. ヘッジ会計	(1)ヘッジ会計の方法 ヘッジ会計は、原則として、時価評価されているヘッジ手段に係る損益を、ヘッジ対象に係る損益が認識されるまで純資産の部に置いて繰り延べる方法によっております。 (2)ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段－為替予約 ヘッジ対象－投資有価証券 (3)ヘッジ方針 投資有価証券に係る為替変動リスクをヘッジしております。 (4)ヘッジ有効性評価の方法 為替変動リスクのヘッジにつきましては、そのリスク減殺効果を、対応するヘッジ手段ならびにヘッジ対象ごとに定期的に把握し、ヘッジの有効性を確かめております。
8. 消費税等の会計処理方法	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当期の費用として処理しております。
9. 連結納税制度の適用	連結納税制度を適用しております。

[会計方針の変更等]

（会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更）

当社は、法人税法の改正に伴い、当事業年度より平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。

なお、この変更による損益に与える影響は軽微であります。

[注記事項]

◇ 貸借対照表関係

前事業年度末 (平成24年3月31日)	当事業年度末 (平成25年3月31日)												
※ 1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている ものは、次のとおりであります。 <table> <tr> <td>未払金</td><td>2,320百万円</td></tr> <tr> <td>未払費用</td><td>1,267</td></tr> </table>	未払金	2,320百万円	未払費用	1,267	※ 1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている ものは、次のとおりであります。 <table> <tr> <td>未払金</td><td>2,368百万円</td></tr> <tr> <td>未払費用</td><td>1,584</td></tr> </table>	未払金	2,368百万円	未払費用	1,584				
未払金	2,320百万円												
未払費用	1,267												
未払金	2,368百万円												
未払費用	1,584												
※ 2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額 <table> <tr> <td>建物</td><td>477百万円</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td>2,303</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>2,780</td></tr> </table>	建物	477百万円	器具備品	2,303	合計	2,780	※ 2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額 <table> <tr> <td>建物</td><td>518百万円</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td>2,524</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>3,043</td></tr> </table>	建物	518百万円	器具備品	2,524	合計	3,043
建物	477百万円												
器具備品	2,303												
合計	2,780												
建物	518百万円												
器具備品	2,524												
合計	3,043												

◇ 損益計算書関係

前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
※ 1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金 3,776百万円 支払利息 54	※ 1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金 2,922百万円 支払利息 44
※ 2. 役員報酬の範囲額 役員報酬は報酬委員会決議に基づき支給されております。	※ 2. 役員報酬の範囲額 (同左)
※ 3. 固定資産除却損 建物 19百万円 器具備品 9 ソフトウェア 53 合計 82	※ 3. 固定資産除却損 建物 5百万円 器具備品 23 ソフトウェア 89 合計 118

◇ 株主資本等変動計算書関係

前事業年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	—	—	5,150,693株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

平成23年7月11日開催の臨時株主総会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当財産の種類 野村ホールディングス株式会社株式

配当財産の帳簿価額 8,267百万円

1株当たり配当額 1,605円12銭

基準日 平成23年7月19日

効力発生日 平成23年7月20日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成24年5月16日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額 3,090百万円

配当の原資 利益剰余金

1株当たり配当額 600円

基準日	平成24年 3 月31日
効力発生日	平成24年 6 月 1 日

当事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	—	—	5,150,693株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

平成24年5月16日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額 3,090百万円

1株当たり配当額 600円

基準日 平成24年3月31日

効力発生日 平成24年6月1日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成25年5月14日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額 3,966百万円

配当の原資 利益剰余金

1株当たり配当額 770円

基準日 平成25年3月31日

効力発生日 平成25年6月21日

◇ リース取引関係

前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)																				
1. ファイナンス・リース取引 (1)所有権移転外ファイナンス・リース取引(通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっているもの) 該当事項はありません。	1. ファイナンス・リース取引 (1)所有権移転外ファイナンス・リース取引(通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっているもの) (同左)																				
(2)所有権移転外ファイナンス・リース取引(通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっているもの) ① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額 器具備品 <table> <tr><td>取得価額相当額</td><td>184百万円</td></tr> <tr><td>減価償却累計額相当額</td><td>163</td></tr> <tr><td>減損損失累計額相当額</td><td>—</td></tr> <tr><td>期末残高相当額</td><td>21</td></tr> </table>	取得価額相当額	184百万円	減価償却累計額相当額	163	減損損失累計額相当額	—	期末残高相当額	21	(2)所有権移転外ファイナンス・リース取引(通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっているもの) ① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額 器具備品 <table> <tr><td>取得価額相当額</td><td>—百万円</td></tr> <tr><td>減価償却累計額相当額</td><td>—</td></tr> <tr><td>減損損失累計額相当額</td><td>—</td></tr> <tr><td>期末残高相当額</td><td>—</td></tr> </table>	取得価額相当額	—百万円	減価償却累計額相当額	—	減損損失累計額相当額	—	期末残高相当額	—				
取得価額相当額	184百万円																				
減価償却累計額相当額	163																				
減損損失累計額相当額	—																				
期末残高相当額	21																				
取得価額相当額	—百万円																				
減価償却累計額相当額	—																				
減損損失累計額相当額	—																				
期末残高相当額	—																				
② 未経過リース料期末残高相当額及びリース資産減損勘定期末残高 未経過リース料期末残高相当額 <table> <tr><td>1年以内</td><td>22百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>—</td></tr> <tr><td>合計</td><td>22</td></tr> </table> リース資産減損勘定期末残高 ー百万円	1年以内	22百万円	1年超	—	合計	22	② 未経過リース料期末残高相当額及びリース資産減損勘定期末残高 未経過リース料期末残高相当額 <table> <tr><td>1年以内</td><td>ー百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>—</td></tr> <tr><td>合計</td><td>—</td></tr> </table> リース資産減損勘定期末残高 ー百万円	1年以内	ー百万円	1年超	—	合計	—								
1年以内	22百万円																				
1年超	—																				
合計	22																				
1年以内	ー百万円																				
1年超	—																				
合計	—																				
③ 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失 <table> <tr><td>支払リース料</td><td>75百万円</td></tr> <tr><td>リース資産減損勘定の取崩額</td><td>—</td></tr> <tr><td>減価償却費相当額</td><td>70</td></tr> <tr><td>支払利息相当額</td><td>1</td></tr> <tr><td>減損損失</td><td>—</td></tr> </table>	支払リース料	75百万円	リース資産減損勘定の取崩額	—	減価償却費相当額	70	支払利息相当額	1	減損損失	—	③ 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失 <table> <tr><td>支払リース料</td><td>22百万円</td></tr> <tr><td>リース資産減損勘定の取崩額</td><td>—</td></tr> <tr><td>減価償却費相当額</td><td>21</td></tr> <tr><td>支払利息相当額</td><td>0</td></tr> <tr><td>減損損失</td><td>—</td></tr> </table>	支払リース料	22百万円	リース資産減損勘定の取崩額	—	減価償却費相当額	21	支払利息相当額	0	減損損失	—
支払リース料	75百万円																				
リース資産減損勘定の取崩額	—																				
減価償却費相当額	70																				
支払利息相当額	1																				
減損損失	—																				
支払リース料	22百万円																				
リース資産減損勘定の取崩額	—																				
減価償却費相当額	21																				
支払利息相当額	0																				
減損損失	—																				
④ 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。	④ 減価償却費相当額の算定方法 (同左)																				
⑤ 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については利息法によっております。	⑤ 利息相当額の算定方法 (同左)																				
2. オペレーティング・リース取引 未経過リース料 <table> <tr><td>1年以内</td><td>15百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>24</td></tr> <tr><td>合計</td><td>40</td></tr> </table>	1年以内	15百万円	1年超	24	合計	40	2. オペレーティング・リース取引 未経過リース料 <table> <tr><td>1年以内</td><td>3百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>2</td></tr> <tr><td>合計</td><td>6</td></tr> </table>	1年以内	3百万円	1年超	2	合計	6								
1年以内	15百万円																				
1年超	24																				
合計	40																				
1年以内	3百万円																				
1年超	2																				
合計	6																				

◇ 金融商品関係

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を投資有価証券として、あるいは特定金銭信託を通じ保有しております。直接または特定金銭信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資有価証券保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社からの短期借入による方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

投資有価証券として、あるいは特定金銭信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物、スワップ取引などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用調査本部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

２．金融商品の時価等に関する事項

平成24年３月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	240	240	-
(2)金銭の信託	50,326	50,326	-
(3)短期貸付金	153	153	-
(4)未収委託者報酬	8,149	8,149	-
(5)有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	7,725	7,725	-
(6)関係会社株式	3,064	89,073	86,009
資産計	69,658	155,667	86,009
(7)短期借入金	-	-	-
(8)関係会社短期借入金	8,500	8,500	-
(9)未払金	6,276	6,276	-
未払収益分配金	4	4	-
未払償還金	50	50	-
未払手数料	3,610	3,610	-
その他未払金	2,610	2,610	-
(10)未払費用	6,760	6,760	-
(11)未払法人税等	856	856	-
負債計	22,393	22,393	-
(12)デリバティブ取引（＊）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	-	-	-
ヘッジ会計が適用されているもの	10	10	-
デリバティブ取引計	10	10	-

（＊）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

注１：金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金・預金、(3) 短期貸付金、(4)未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。ただし、短期貸付金は為替予約等の振当処理の対象とされており、円貨建債権とみて当該帳簿価額を以て時価としております。「デリバティブ取引関係」注記を参照ください。

(2) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価格、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から

提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 有価証券及び投資有価証券

その他有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、投資信託は基準価格によっております。また、譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、帳簿価額によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(6) 関係会社株式

取引所の価格によっております。

(8) 関係会社短期借入金、(9) 未払金、(10) 未払費用、(11) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(12) デリバティブ取引

「デリバティブ取引関係」注記を参照ください。

注2：非上場株式等（貸借対照表計上額：投資有価証券766百万円、関係会社株式11,365百万円）は、市場価格がなく、かつキャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。なお、当事業年度において、非上場株式について0百万円減損処理を行っております。

注3：金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	238	-	-	-
金銭の信託	50,326	-	-	-
短期貸付金	153	-	-	-
未収委託者報酬	8,149	-	-	-
有価証券及び投資有価証券	1,800	1	-	-
合計	60,668	1	-	-

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を投資有価証券として、あるいは特定金銭信託を通じ保有しております。直接または特定金銭信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資有価証券保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

（2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

投資有価証券として、あるいは特定金銭信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物、スワップ取引などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用調査本部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成25年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	333	333	-
(2)金銭の信託	51,061	51,061	-
(3)短期貸付金	-	-	-
(4)未収委託者報酬	8,651	8,651	-
(5)有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	12,678	12,678	-
(6)関係会社株式	3,064	104,822	101,758
資産計	75,789	177,548	101,758
(7)短期借入金	3,000	3,000	-
(8)関係会社短期借入金	2,000	2,000	-
(9)未払金	6,481	6,481	-
未払収益分配金	3	3	-
未払償還金	42	42	-
未払手数料	3,764	3,764	-
その他未払金	2,671	2,671	-
(10)未払費用	6,979	6,979	-
(11)未払法人税等	763	763	-
負債計	19,224	19,224	-
(12)デリバティブ取引（※）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	-	-	-
ヘッジ会計が適用されているもの	3	3	-
デリバティブ取引計	3	3	-

（※）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

注1：金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金・預金、(4)未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価格、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 有価証券及び投資有価証券

その他有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、投資信託は基準価格によっております。また、譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、帳簿価額によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(6) 関係会社株式

取引所の価格によっております。

(7) 短期借入金、(8) 関係会社短期借入金、(9) 未払金、(10) 未払費用、(11) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(12) デリバティブ取引

「デリバティブ取引関係」注記を参照ください。

注2：非上場株式等（貸借対照表計上額：投資有価証券883百万円、関係会社株式9,028百万円）は、市場価格がなく、かつキャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。なお、当事業年度において、非上場株式について2,916百万円減損処理を行っております。

注3：金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	333	-	-	-
金銭の信託	51,061	-	-	-
未収委託者報酬	8,651	-	-	-
有価証券及び投資有価証券	4,500	-	-	-
合計	64,547	-	-	-

◇ 有価証券関係

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

1. 売買目的有価証券(平成24年3月31日)

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券(平成24年3月31日)

該当事項はありません。

3. 子会社株式及び関連会社株式(平成24年3月31日)

区分	貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
関連会社株式	3,064	89,073	86,009
合計	3,064	89,073	86,009

4. その他有価証券(平成24年3月31日)

区分	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	4,624	282	4,341
小計	4,624	282	4,341
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
投資信託(※1)	1,300	1,431	△130
譲渡性預金	1,800	1,800	—
小計	3,100	3,231	△130
合計	7,725	3,514	4,210

(※1) 当事業年度末において、投資有価証券に係る為替変動リスクをヘッジするための為替予約取引についてヘッジ会計を適用しております。対応する繰延ヘッジ利益は12百万円（税効果会計適用後）であり、貸借対照表に計上しております。

5. 事業年度中に売却したその他有価証券（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

区分	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	40	1	26
投資信託	1,343	—	110

合計	1,384	1	136
----	-------	---	-----

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

1. 売買目的有価証券(平成25年3月31日)

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券(平成25年3月31日)

該当事項はありません。

3. 子会社株式及び関連会社株式(平成25年3月31日)

区分	貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
関連会社株式	3,064	104,822	101,758
合計	3,064	104,822	101,758

4. その他有価証券(平成25年3月31日)

区分	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	7,534	282	7,251
小計	7,534	282	7,251
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
投資信託(※1)	644	645	△0
譲渡性預金	4,500	4,500	—
小計	5,144	5,145	△0
合計	12,678	5,427	7,250

(※1) 当事業年度末において、投資有価証券に係る為替変動リスクをヘッジするための為替予約取引についてヘッジ会計を適用しております。対応する繰延ヘッジ損失は30百万円（税効果会計適用後）であり、貸借対照表に計上しております。

5. 事業年度中に売却したその他有価証券（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

区分	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	21	6	—
投資信託	708	—	60
合計	730	6	60

◇ デリバティブ取引関係

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

通貨関連

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち1年超	時価	当該時価の算定方法
原則的処理方法	為替予約取引	投資信託	1,308	-	10	先物為替相場によって
為替予約等の振当処理	為替予約取引	短期貸付金	153	-	(*1) -	-
合 計			1,462	-	(*1) 10	-

(*1) 為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている短期貸付金と一体として処理されるため、その時価は当該短期貸付金の時価に含めて記載しております。

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

通貨関連

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち1年超	時価	当該時価の算定方法
原則的処理方法	為替予約取引	投資信託	647	-	3	先物為替相場によって
合 計			647	-	3	-

◇ 退職給付関係

前事業年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	
1. 採用している退職給付制度の概要	
当社は、確定給付型の制度として確定給付型企业年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。	
2. 退職給付債務に関する事項(平成24年3月31日)	
イ. 退職給付債務	△13,948百万円
ロ. 年金資産	9,508
ハ. 未積立退職給付債務(イ+ロ)	△4,440
ニ. 会計基準変更時差異の未処理額	—
ホ. 未認識数理計算上の差異	2,575
ヘ. 未認識過去勤務債務(債務の増額)	△572
ト. 貸借対照表計上額純額(ハ+ニ+ホ+ヘ)	△2,437
チ. 前払年金費用	—
リ. 退職給付引当金(トーチ)	△2,437
3. 退職給付費用に関する事項(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	
イ. 勤務費用	543百万円
ロ. 利息費用	272
ハ. 期待運用収益	△186
ニ. 会計基準変更時差異の費用処理額	—
ホ. 数理計算上の差異の費用処理額	280
ヘ. 過去勤務債務の費用処理額	△40
ト. 退職給付費用(イ+ロ+ハ+ニ+ホ+ヘ)	869
チ. その他(注)	170
計	1,039
(注) 確定拠出年金への掛金支払額等であります。	
4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項	
イ. 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
ロ. 割引率	1.8%
ハ. 期待運用収益率	2.5%
ニ. 過去勤務債務の額の処理年数	16年(発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、費用処理することとしております。)
ホ. 数理計算上の差異の処理年数	(1) 退職一時金に係るもの 1年(発生時の翌期に費用処理することとしております。) (2) 退職年金に係るもの 16年(発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、翌期から費用処理することとしております。)
ヘ. 会計基準変更時差異の処理年数	該当はありません。

当事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企业年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

2. 退職給付債務に関する事項(平成25年3月31日)

イ. 退職給付債務	△15,209百万円
ロ. 年金資産	12,456
ハ. 未積立退職給付債務(イ+ロ)	△2,752
ニ. 会計基準変更時差異の未処理額	—
ホ. 未認識数理計算上の差異	2,471
ヘ. 未認識過去勤務債務(債務の増額)	△532
ト. 貸借対照表計上額純額(ハ+ニ+ホ+ヘ)	△813
チ. 前払年金費用	—
リ. 退職給付引当金(トーチ)	△813

3. 退職給付費用に関する事項(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

イ. 勤務費用	608百万円
ロ. 利息費用	251
ハ. 期待運用収益	△237
ニ. 会計基準変更時差異の費用処理額	—
ホ. 数理計算上の差異の費用処理額	304
ヘ. 過去勤務債務の費用処理額	△40
ト. 退職給付費用(イ+ロ+ハ+ニ+ホ+ヘ)	885
チ. その他(注)	170
計	1,055

(注) 確定拠出年金への掛金支払額等であります。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

イ. 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
ロ. 割引率	1.5%
ハ. 期待運用収益率	2.5%
ニ. 過去勤務債務の額の処理年数	16年(発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、費用処理することとしております。)
ホ. 数理計算上の差異の処理年数	(1) 退職一時金に係るもの 1年(発生時の翌期に費用処理することとしております。) (2) 退職年金に係るもの 16年(発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、翌期から費用処理することとしております。)
ヘ. 会計基準変更時差異の処理年数	該当はありません。

◇ 税効果会計関係

前事業年度末 (平成24年3月31日)		当事業年度末 (平成25年3月31日)	
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳		1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	
繰延税金資産	百万円	繰延税金資産	百万円
賞与引当金	1,070	賞与引当金	1,181
関係会社株式評価減	-	関係会社株式評価減	1,050
所有株式税務簿価通算差異	776	所有株式税務簿価通算差異	776
投資有価証券評価減	501	投資有価証券評価減	501
ゴルフ会員権評価減	430	ゴルフ会員権評価減	408
退職給付引当金	877	退職給付引当金	292
減価償却超過額	243	減価償却超過額	208
未払事業税	166	未払事業税	184
時効後支払損引当金	176	時効後支払損引当金	178
子会社株式売却損	172	子会社株式売却損	172
未払社会保険料	80	未払社会保険料	90
繰延ヘッジ損失	-	繰延ヘッジ損失	18
その他	68	その他	124
繰延税金資産小計	4,564	繰延税金資産小計	5,189
評価性引当金	△1,650	評価性引当金	△2,704
繰延税金資産計	2,913	繰延税金資産計	2,485
繰延税金負債		繰延税金負債	
有価証券評価差額金	1,511	有価証券評価差額金	2,620
繰延ヘッジ利益	7	繰延ヘッジ利益	-
繰延税金負債計	1,518	繰延税金負債計	2,620
繰延税金資産(純額)	1,394	繰延税金負債(純額)	135
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳		2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	
法定実効税率	41.0%	法定実効税率	38.0%
(調整)		(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.3%	交際費等永久に損金に算入されない項目	0.5%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△11.3%	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△10.1%
住民税等均等割	0.0%	住民税等均等割	0.0%
タックスヘイブン税制	4.2%	タックスヘイブン税制	2.1%
外国税額控除	△0.0%	外国税額控除	△0.0%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	2.4%	税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	-%
関係会社株式評価減	-%	関係会社株式評価減	10.3%
その他	△0.3%	その他	△1.6%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	36.3%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	39.2%

3. 法定実効税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第114号）が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後開始する事業年度より、法人税率が30%から25.5%に引き下げられました。また、「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）が同日に公布され、平成24年4月1日から平成27年3月31日までの期間（指定期間）内に開始する事業年度（3年間）は、各課税事業年度の基準法人税額の10%が復興特別法人税として課税されることになりました。これらの改正により、繰延税金資産および繰延税金負債を計算する法定実効税率は平成24年4月1日から平成27年3月31日までに解消すると見込まれる一時差異等については38%、平成27年4月1日以降に解消すると見込まれる一時差異等については36%となっております。

この改正の影響により、繰延税金資産の純額が108百万円減少し、法人税等調整額は322百万円増加しております。

◇ セグメント情報等

前事業年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

当事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

◇ 関連当事者情報

前事業年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(ア) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金	事業の内容又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	野村ホールディングス株式会社	東京都中央区	594,492 (百万円)	持株会社	(被所有)直接 100.0%	資産の賃貸借及び購入等 役員の兼任	資金の借入(*1)	90,500	関係会社 短期借入金	8,500
							資金の返済	90,000		
							借入金利息の支払	54	未払費用	2
							金銭信託の移管(*2)	9,258	—	—
							株式交換(*3)	8,267	—	—

(イ) 子会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金	事業の内容又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
関連会社	株式会社野村総合研究所	東京都千代田区	18,600 (百万円)	情報サービス業	(所有)直接 21.6%	サービス・製品の購入	自社利用のソフトウェア開発の委託等(*4)	5,887	未払費用	478

(ウ) 兄弟会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金	事業の内容又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社の子会社	野村証券株式会社	東京都中央区	10,000 (百万円)	証券業	—	当社投資信託の募集の取扱及び売出の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等 役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払(*5)	33,134	未払手数料	2,987
親会社の子会社	野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社	東京都中央区	400 (百万円)	投資顧問業	—	当社投資信託の運用委託 役員の兼任	投資信託の運用に係る投資顧問料の支払(*6)	2,126	未払費用	787

（エ）役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (※1) 資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
- (※2) 譲渡代金は、平成24年1月17日における時価評価金額としています。
- (※3) 当社が保有する野村土地建物株式会社株式と引き換えに野村ホールディングス株式会社株式を取得いたしました。交換は、第三者算定機関の算定による交換比率に基づいております。
- (※4) ソフトウェア開発については、調査・研究に要する費用や開発工数等を勘案し、総合的に決定しております。
- (※5) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。
- (※6) 投資信託の運用に係る投資顧問料については、一般取引条件と同様に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記**（1）親会社情報**

野村ホールディングス(株)（東京証券取引所、大阪証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場）

（2）重要な関連会社の要約財務諸表

当事業年度において、重要な関連会社は(株)野村総合研究所であり、その要約財務諸表は以下のとおりであります。

(百万円)

(株)野村総合研究所

流動資産合計	166,580
固定資産合計	229,654
流動負債合計	72,440
固定負債合計	74,932
純資産合計	248,861
売上高	320,289
税引前当期純利益	62,962
当期純利益	41,340

当事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(ア) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有)割合	関連当事 者との関 係	取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
親会社	野村ホールディングス株式会社	東京都中央区	594,492 (百万円)	持株会社	(被所有) 直接 100.0%	資産の賃貸借及び購入等 役員の兼任	資金の借入(*1)	59,500	短期借入金	2,000
							資金の返済	66,000		
							借入金利息の支払	44	未払費用	0

(イ) 子会社等

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有)割合	関連当事 者との関 係	取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
関連会社	株式会社野村総合研究所	東京都千代田区	18,600 (百万円)	情報サービス業	(所有) 直接 21.6%	サービス・製品の購入	自社利用のソフトウェア開発の委託等(*2)	4,433	未払費用	706

(ウ) 兄弟会社等

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有)割合	関連当事 者との関 係	取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
親会社の 子会社	野村証券株式会社	東京都中央区	10,000 (百万円)	証券業	—	当社投資信託の募集の取扱及び売上の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払(*3)	30,983	未払手数料	3,105
親会社の 子会社	野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社	東京都中央区	400 (百万円)	投資顧問業	—	当社投資信託の運用委託役員の兼任	投資信託の運用に係る投資顧問料の支払(*4)	1,941	未払費用	827
親会社の 子会社	野村信託銀行株式会社	東京都千代田区	30,000 (百万円)	信託銀行業	—	資産の賃貸借及び購入等 役員の兼任	資金の借入(*1)	3,000	短期借入金	3,000
							借入金利息の支払	12	未払費用	—

(エ) 役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(*1) 資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(*2) ソフトウェア開発については、調査・研究に要する費用や開発工数等を勘案し、総合的に決定しております。

(*3) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

(*4) 投資信託の運用に係る投資顧問料については、一般取引条件と同様に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

野村ホールディングス(株)（東京証券取引所、大阪証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

当事業年度において、重要な関連会社は(株)野村総合研究所であり、その要約財務諸表は以下のとおりであります。

(百万円)

(株)野村総合研究所

流動資産合計	173,316
--------	---------

固定資産合計	239,585
--------	---------

流動負債合計	119,842
--------	---------

固定負債合計	20,742
--------	--------

純資産合計	272,316
-------	---------

売上高	337,340
-----	---------

税引前当期純利益	34,113
----------	--------

当期純利益	21,544
-------	--------

◇ 1 株当たり情報

前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)		当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	
1株当たり純資産額	13,828円81銭	1株当たり純資産額	14,866円12銭
1株当たり当期純利益	1,652円20銭	1株当たり当期純利益	1,264円08銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
1株当たり当期純利益の算定上の基礎		1株当たり当期純利益の算定上の基礎	
損益計算書上の当期純利益 8,509百万円		損益計算書上の当期純利益 6,510百万円	
普通株式に係る当期純利益 8,509百万円		普通株式に係る当期純利益 6,510百万円	
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳		普通株主に帰属しない金額の主要な内訳	
該当事項はありません。		該当事項はありません。	
普通株式の期中平均株式数	5,150,693株	普通株式の期中平均株式数	5,150,693株

4 【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ① 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ② 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ③ 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等（委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）又は子法人等（委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。
- ④ 委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤ 上記③④に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5 【その他】

(1) 定款の変更

委託者の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託者およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第２ 【その他の関係法人の概況】

１ 【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託者

(a) 名称	(b) 資本金の額 [*]	(c) 事業の内容
三菱UFJ信託銀行株式会社 (再信託受託者：日本マスタートラスト信託銀行株式会社)	324,279百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

＊平成25年7月末現在

(2) 販売会社

(a) 名称	(b) 資本金の額 [*]	(c) 事業の内容
野村證券株式会社 シティグループ証券株式会社 ばんせい証券株式会社	10,000百万円 96,307百万円 1,558百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

＊平成25年7月末現在

２ 【関係業務の概要】

(1) 受託者

ファンドの受託会社（受託者）として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行ないます。なお、当ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行ないます。

＜再信託受託者の概要＞

名称：日本マスタートラスト信託銀行株式会社
 資本金：10,000百万円
 事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

ファンドの販売会社として、募集の取扱いおよび販売を行ない、交換請求の受付、受益権の買取りに関する事務ならびに信託終了時の交換の交付等を行ないます。

３ 【資本関係】

(持株比率5%以上を記載します。)

(1) 受託者

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

第3 【参考情報】

当計算期間において提出された、ファンドに係る金融商品取引法第25条第1項各号に掲げる書類は以下の通りです。

平成24年9月27日	有価証券届出書、有価証券報告書
平成25年3月28日	半期報告書、有価証券届出書の訂正届出書

独立監査人の監査報告書

平成25年6月7日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	内 田 満 雄
--------------------	-------	---------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	亀 井 純 子
--------------------	-------	---------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	森 重 俊 寛
--------------------	-------	---------

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第54期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の平成25年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成25年8月28日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 岩部俊夫
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 森重俊寛
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているNEXT FUNDS ブラジル株式指数・ボベスパ連動型上場投信の平成24年7月9日から平成25年7月8日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、NEXT FUNDS ブラジル株式指数・ボベスパ連動型上場投信の平成25年7月8日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

